

令和 6 年 2 月定例会

文教警察企業常任委員会会議録

令和 6 年 3 月 6 日～ 7 日・11 日

場 所 第 3 委員会室

令和6年3月6日(水曜日)

午前9時57分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和6年度宮崎県一般会計予算

○議案第15号 令和6年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算

○議案第16号 令和6年度宮崎県育英資金特別会計予算

○議案第17号 令和6年度宮崎県公営会計(電気事業)予算

○議案第18号 令和6年度宮崎県公営会計(工業用水道事業)予算

○議案第19号 令和6年度宮崎県公営会計(地域振興事業)予算

○議案第26号 教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

○議案第27号 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

○議案第29号 市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

○議案第45号 宮崎県育英資金貸与条例の一部を改正する条例

○その他報告事項

- ・宮崎県「教育の情報化」推進プランの改訂について
- ・高等特別支援学校開校スケジュールについて
- ・宮崎県人権教育基本方針の改定について

○閉会中の継続審査について

出席委員(6人)

委 員 長	山 内 佳菜子
副 委 員 長	山 内 いっとく
委 員	日 高 陽 一
委 員	齊 藤 了 介
委 員	前屋敷 恵 美
委 員	井 本 英 雄

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警 察 本 部 長	平 居 秀 一
警 務 部 長	奈 良 文 代
警 務 部 参 事 官 兼 首 席 監 察 官	山 崎 猛
生 活 安 全 部 長	迎 修 二
刑 事 部 長	三 原 健
交 通 部 長	湯 浅 晴 之
警 備 部 長	久留米 英 樹
警 務 部 参 事 官 兼 会 計 課 長	黒 木 真 二
警 務 部 参 事 官 兼 警 務 課 長	日 高 貴
警 務 部 参 事 官 兼 総 合 管 理 課 長	神 村 守 人
生 活 安 全 部 参 事 官 兼 生 活 安 全 少 年 課 長	室 屋 利 春
総 務 課 長	杉 村 昌 俊
生 活 環 境 課 長	田 中 宏 光
サイバー犯罪対策課長	小 野 哲 也
交 通 規 制 課 長	岩 田 浩 幸
運 転 免 許 課 長	池 田 健 二

企業局

企 業 局 長	井 手 義 哉
副 局 長 (総 括)	山 下 栄 次

副 局 長 (技 術)	有 馬 誠
技 監	宮 田 晃 尚
総 務 課 長	伊 豆 雅 広
経 営 企 画 室 長	山 元 孝 訓
工 務 管 理 課 長	丹 山 竜 一 郎
施 設 保 全 課 長	松 生 晃
発 電 設 備 課 長	日 高 誠
総 合 制 御 課 長	小 野 一 彦

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹	黒 田 真 紀
政 策 調 査 課 主 査	西 尾 明

○山内委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の一部変更についてであります。現在お座りの席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 まず、委員会の日程についてあります。日程案につきましてはお手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、当初予算関連議案の審査方法についてあります。お手元に配付しております資料、「委員会審査の進め方(案)」を御覧ください。

まず、「1 審査方針」についてであります。当初予算の審査に当たっては、重点事業・新規事業を中心に説明を求めることとし、あわせて、令和4年度決算における指摘要望事項に係る対応状況についても、説明を求めることとしております。

次に、「2 当初予算関連議案の審査について」であります。今回の委員会は、審査が長くなることが予想されることから、教育委員会については2班に分けて審査を行い、その後、総括質疑を行いたいと存じます。

審査方法について、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第29号に対する人事委員会の意見についてであります。お手元に配付しております「条例案に対する意見について」を御覧ください。

これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会は人事委員会の意見を聞くこととなっており、その回答でありますので、参考にお配りしております。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時1分再開

○山内委員長 委員会を再開いたします。

本日の委員会に3名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、警察本部長の概要説明を求めます。

○平居警察本部長 議案第1号「令和6年度宮崎県一般会計予算」のうち、公安委員会に係るものであります。

当初予算案は、令和6年の宮崎県警察運営方針及び運営重点に沿った各種施策を具体的に実現する予算案として編成したところであり、歳出予算額として、恩給及び退職年金を除きまして299億3,162万9,000円をお願いするものであります。

次に、令和4年度決算における指摘要望事項の対応状況について報告いたします。

議案第27号「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」であります。これは地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正等に伴い、関係する手数料の改定等を行うものであります。

その他報告事項として、令和6年宮崎県警察運営方針及び運営重点について御報告いたします。

詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山内委員長 それでは、引き続き議案の審査を行います。歳出予算の説明については、重点事業・新規事業を中心に簡潔明瞭に行い、あわせて、決算における指摘要望事項に係る対応状況についても、説明をお願いします。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○奈良警務部長 令和6年2月定例会提出の議案第1号「令和6年度宮崎県一般会計予算」の公安委員会関係につきまして説明します。

文教警察企業常任委員会資料3ページ、令和6年度当初歳出予算説明資料を御覧ください。

令和6年度歳出予算額は、恩給及び退職年金費を除き、299億3,162万9,000円、前年比プラス21億6,044万6,000円をお願いするものです。

主な増額の理由につきましては、新規事業と合わせて科目ごとに説明させていただきます。

資料4ページを御覧ください。

一般会計警察費の(項)警察管理費(目)公安委員会費の予算額1,415万2,000円についてです。

これは、公安委員3名の報酬や、県下13警察

署に置かれております警察署協議会の運営に要する経費であり、昨年度と比較して大きな予算の増減はございません。

次に、(目)警察本部費の予算額226億8,799万6,000円についてです。

警察本部費は、職員費と運営費からなり、職員の人件費や警察業務を行う上で必要となるOA機器に要する費用や事務等に要する経費となり、昨年度と比較すると7億7,802万1,000円増額となっております。

主な増額の理由としましては、令和5年度の人事委員会勧告に伴い、給与改定が行われたことによる職員給与費の増額や、定年延長に伴い令和5年度に60歳で退職しなかった職員の退職手当が加算計上されているためです。

また、警察本部費の新規事業につきましては、「音声ガイダンス整備事業」、「給与・勤務管理システム導入事業」、「ペーパーレス会議システム導入事業」を計上しております。

資料5ページとなります。

「音声ガイダンス整備事業」は、警察本部及び警察署に音声ガイダンスを導入し、県民の利便性の向上と業務の効率化を図るための事業で、事業費として1,487万5,000円を計上しております。

本事業により、電話をかけた方の目的に応じた迅速な対応が可能となるほか、夜間や休日に限られた人員で事件・事故の対応をしている状況においても、電話対応の効率化を図ることができ、県民のニーズに的確に対応した業務を推進するものです。

資料6ページ、(目)装備費の予算額7億3,145万3,000円についてです。

装備費は、警察機動力及び警察装備の計画的整備充実強化と装備活動に要する経費です。

装備費につきましては、昨年度と比較すると3億1,457万9,000円の増額となっております。

主な増額の理由につきましては、下から2番目に記載されております「警察用航空機整備事業」の増額によるもので、事業費として2億9,128万9,000円を計上しております。災害現場や事件・事故等で機動力を発揮するヘリコプターの飛行時間が4,000時間に達することに伴い、搭載されているエンジン2機をオーバーホールする必要があるためです。

次に、資料7ページ、(目)警察施設費の予算額16億2,540万7,000円についてです。

警察施設費は、警察施設の計画的整備と適正な維持管理に要する経費で、警察本部をはじめ、運転免許センターや警察署等の施設補修に伴う設計委託、改修工事などの維持管理に要する警察施設営繕費と、警察施設に係る電気設備・空調・清掃等の委託費や施設の修繕、維持に要する消耗品等の経費となります。

施設費につきましても、昨年度と比較すると3億7,459万2,000円の増額となります。

主な増額の理由につきましては、新規事業として提出しております「宮崎西警察署(仮称)整備事業」等に係る経費です。

事業費としまして1億8,987万2,000円を計上しております。

資料8ページを御覧ください。

本件事業は、昨年11月定例会の常任委員会で建設予定地等の説明をさせていただき、国富町へ移転することについて住民説明を進めてまいりました。

これまでのところ、旧高岡町内から警察署がなくなることに對する若干の不安の声は寄せられたものの、警察署の移転自体について、大きな反対意見はございませんでした。

なお、令和6年度は、建設予定地の購入と基本構想計画を作成するための経費等を計上しております。

次に、資料9ページ、(目)運転免許費の予算額13億1,043万3,000円についてです。

運転免許費は、運転免許試験及び各種講習その他運転免許事務処理に要する経費で、運転免許証更新時講習・安全運転管理者講習委託料やICカード免許証を作成する装置のリース料等に要する経費を計上しております。

運転免許費につきましても、昨年度と比較すると7億2,670万5,000円の増額となっております。

主な増額の理由につきましては、新規事業として提出しております資料10ページ、「運転免許証・マイナンバーカード一体化事業」等に係る経費等の増額によるものです。

事業費としまして、2億7,550万4,000円を計上しております。

本件事業は、運転免許証とマイナンバーカードを一体化し、デジタル化社会の実現に取り組む事業で、一体化に必要な機器や業務に必要な会計年度任用職員に要する経費となります。

運転免許証とマイナンバーカードを一体化しておくことで、引っ越しや婚姻に伴い、住所・氏名に変更が生じた場合に、市町村の窓口で変更の手続を行うだけで、別途、警察署等への変更届が必要なくなるなど、行政手続のワンストップ化が図られます。

なお、計画では、マイナンバーカードとの一体化は、令和6年度末までに全国一斉に開始予定となっています。

次に、資料11～12ページ、(項)警察活動費(目)警察活動費の予算額35億6,218万8,000円についてです。

警察活動費の一般活動費は、生活安全、刑事及び交通等警察活動全般に要する経費であり、また、交通安全施設維持費は、交通安全施設の維持管理及び電気通信料等に要する経費となります。

最後の交通安全施設整備事業費につきましては、交通安全施設を整備し、安全で安心な交通環境の改善や交通の円滑化を図るための事業となります。

なお、警察活動費につきましては、昨年度と比較すると3,346万2,000円の減額となっております。

主な減額の理由につきましては、2か年計画で取り組んでおりました横断歩道の重点対策が終了したためです。

活動費の新規事業は、「特殊事件対応装備資機材等整備事業」、「交通捜査の基盤整備事業」の2事業となります。

資料13ページとなります。

本件事業は、交通捜査の迅速化・適正化のための事業であり、交通事故捜査において捜査員の大きな負担となっている事故現場の図面作成業務を、ドローンを活用したシステムで行うものです。システムを導入することで、現場での作業時間が短縮され、捜査員の負担軽減につながるほか、交通事故捜査における交通規制時間の短縮にもつながります。

事業費としましては、261万2,000円を計上しております。

○迎生活安全部長 それでは、決算特別委員会における指摘要望事項に係る対応状況について御説明をさせていただきます。

自動通話録音機は、高齢者宅等の固定電話機に設置することで、着信音が鳴る前に振り込め詐欺防止のため録音するというアナウンスが流

れ、その時点で犯人が電話を切り、被害者と会話させない状況をつくることが可能となることから、特殊詐欺被害防止に一定の効果が認められます。

このため、県警察では自動通話録音機を導入し、平成26年9月から無償で貸出しを行っており、様々なイベント等の機会を通じて周知を図った結果、令和5年12月末現在、355台を貸出中があります。

貸出期間は原則6か月間としておりますが、引き続き設置を希望される方には、継続して設置をしていただいていること等もあり、貸出可能台数は徐々に減少しているため、令和6年度当初予算案で自動通話録音機の追加導入に係る経費を要望しております。

あわせまして、宅食業者に対し、配達時の啓発チラシ配布や注意喚起、県内コンビニエンスストアに対し、高額な電子マネーの購入希望者来店時における110番通報の協力を求めるなど、事業者等と連携した各種対策を講じているところであります。

今後とも、自動通話録音機の設置を進めるとともに、県民が特殊詐欺の被害に遭わないよう、引き続き関係機関等と連携し、官民一体となった特殊詐欺被害防止対策を積極的に推進してまいります。

それでは、引き続き、議案第27号「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」の生活安全関係について御説明いたします。

文教警察企業常任委員会資料15ページ、「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」の項目1を御覧ください。

今回条例を改正する理由は、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」

が、令和 5 年 6 月 16 日に公布され、同日施行されたこと、そして 3 年に一度総務省において行われる地方公共団体の手数料の標準に関する政令の見直しが行われたためです。

項目 1 の (1)、いわゆる「デジタル手続法」の改正により、書面揭示規制に係る個別法について、各省庁において整備がなされ、生活安全関係につきましては、古物営業法、質屋営業法、警備業法、探偵業の適正化に関する法律が一部改正されました。

改正された書面揭示規制の内容につきましては、都道府県公安委員会が交付していた認定証などの書面が廃止され、これに代わり標識の掲示が義務づけられること、そして、関係する業者は、標識の掲示に加え、原則として、利用者が標識に関する情報をインターネットにより閲覧できるようにしなければならないこととされました。

この中で、手数料条例に関係する法律は、警備業法と探偵業法であります。警備業法では、警備業を営もうとする者は、その主たる営業所を管轄する都道府県公安委員会に申請を行い、欠格事由に該当しないことについて、認定を受けなければならないとされており、改正前の旧法では、認定を受けた警備業者は、都道府県公安委員会から交付された認定証を主たる営業所の見やすい場所に掲示しなければならないとされておりました。

また、探偵業法では、探偵業を営もうとする者は、営業所ごとに営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届出書を提出し、都道府県公安委員会から交付された届出があったことを証する書面を営業所の見やすい場所に掲示しなければならないとされておりました。

施行後は、都道府県公安委員会が交付してい

た認定証は、内閣府令で定める標識を自身で作成し、営業所の見やすい場所に掲示しなければならないことになり、また、従業者等の数が 5 人以下であるなど、事業規模が著しく小さい場合や、管理するウェブサイトを持っていない場合を除き標識に関する情報をインターネットにより利用者が閲覧できるようにしなければならないこととなります。

なお、今回の条例改正に関係しない古物営業法及び質屋営業法における書面揭示規制につきましても、警備業法、探偵業法と同様に標識の掲示と標識情報のインターネット上での閲覧が義務づけられます。

次に、項目 1 の (2) を御覧ください。

原則 3 年に一度行われている「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の見直しにより、銃砲刀剣類所持等取締法に規定された「猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習」について、事務手数料の引上げが行われたため、条例を改正する必要が生じました。

次に、資料 16 ページの項目 2 の改正の内容を御覧ください。

警備業法及び探偵業法の各項目にある、警備業認定証再交付手数料 2,000 円、警備業認定証書換え手数料 2,200 円、探偵業届出証明書交付手数料 3,600 円、探偵業変更届出証明書交付手数料 1,600 円、探偵業届出証明書再交付手数料 1,100 円につきましては、認定証及び届出証明書の廃止に伴い、事務が廃止されます。

次に、銃刀法関係の事務について説明いたします。

銃刀法関係の 1 に記載の銃刀法第 5 条の 5 第 1 項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習手数料、技能講習に係る手数料につきましては、現行の 1 万 2,700 円から 1 万 4,000

円に1,300円の引上げになります。

次に、資料17ページの項目3の手数料に関する条例の根拠法令について御説明をいたします。

根拠法令につきましては、地方自治法、地方公共団体の手数料の標準に関する政令、*地方公共団体令の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令であります。

地方自治法第227条では、「地方公共団体は、その地方公共団体の事務で特定の者のためにするものについて手数料を徴収することができる」と規定され、また、同法228条第1項では、手数料に関する事項は、条例で定めることと規定されております。

なお、全国的に統一して定めることが特に必要と認められる手数料の額につきましては、政令で、その標準額が定められており、今回改正する事務手数料につきましては、特別に標準額と異なる手数料額を県独自で設定する合理的理由がないことから、政令基準額と同様に手数料の廃止及び引上げを行うものであります。

次に、項目4の施行期日ですが、令和6年4月1日を予定しております。

○湯浅交通部長 議案第27号「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」の交通関係について説明いたします。

文教警察企業常任委員会資料18ページの項目1を御覧ください。

交通関係は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律が一部改正となり、これまで都道府県公安委員会から交付していた認定証が廃止され、新たに認定を受けたことを示す標識が設けられることとなりました。

認定証廃止の趣旨は、自動車運転代行業を営もうとする者は、欠格事由に該当しないことについて、都道府県公安委員会の認定を受けな

ければならないこととされており、改正前の旧法では、認定を受けた自動車運転代行業者は、認定証を主たる営業所の見やすい場所に掲示しなければならないこととされていまして。

他方で、情報通信技術の進展とインターネットの普及により、国民生活におけるインターネットの活用は日常的なものとなっているにもかかわらず、旧法では、営業所における認定証の掲示のみを義務づけていることから、利用者は利用しようとしている事業者が都道府県公安委員会から認定を受けた自動車運転代行業者か否かをインターネット上では判断することができない状況であり、利用者保護の観点からは適当でないと認められました。

そこで、利用者が営業所に赴かずとも、インターネット上に掲載された標識により、都道府県公安委員会から認定を受けた自動車運転代行業者か否かを判断することができるよう措置するため、所要の規定を整備することとなったものです。

本条例改正の内容につきましては、項目2に記載のとおり、認定証の廃止に伴い、事務手数料の認定証の再交付1,700円、認定証の書換え2,100円が廃止されることになります。

項目3の本条例の施行期日は、令和6年4月1日を予定しております。

○山内委員長 執行部の説明が終了しました。議案について質疑はありませんか。

○齊藤委員 資料5ページ「音声ガイダンス整備事業」についてです。

この事業は、代表電話に音声ガイダンスを導入するため、緊急を要する110番通報の音声ガイダンスは対応しないということでしょうか。

○奈良警務部長 委員御指摘のとおり、110番は

※9ページに訂正発言あり

別です。そこは24時間対応しております。本部と警察署に設置している——098からかける電話番号になります。

○齊藤委員 この音声ガイダンスにすることで、電話回線の混雑解消は具体的にどれくらいになるのでしょうか。

○奈良警務部長 基本的に今は人が受けておりますので、そこにまず自動音声が流れて、「緊急の場合は110番におかけください」とアナウンスの後に、またファクスであれば2番、それであれば1番を押すことになります。1番は免許に関することで、番号を選んでいただく形になりますので、基本的に話し中とかはなくなるかと思えます。

○齊藤委員 資料8ページ「宮崎西警察署（仮称）整備事業」に関して、高岡警察署、自動車警ら隊、交通機動隊と明記されています。宮崎港で交通機動隊が訓練をしています。移転率はどのようになっているのでしょうか。

○湯浅交通部長 現在、交通機動隊の訓練場所については、宮崎港を借用する形で訓練させていただいているんですが、宮崎港は、港湾業務等を行う必要もあり、交通機動隊の広い訓練場所の確保は従来から懸案事項でありました。この宮崎西警察署基本構想と合わせて、交通機動隊の訓練場所が確保できるのであれば、専用の訓練場を確保して訓練を続けたい趣旨になります。

○齊藤委員 予定先の国富町の警察署用地に、宮崎西警察署を建築した場合に、専用の訓練場を確保するだけのスペースはあるのでしょうか。

○湯浅交通部長 国富町管内に交通機動隊の訓練予定場所を打診しておりまして、国富町が所有する土地になりますが、そちらであれば可能と判断しております。

○齊藤委員 資料16ページ、認定証を廃止し、今度は新たに標識にする説明でした。利用者は、手数料が不要になるため大変ありがたいけれども、行政は、手数料収入が大きな財源になります。このあたりが廃止されても問題ないのでしょうか。

○迎生活安全部長 探偵業法と警備業法で御説明しますと、件数が出ていませんで、後で確認してお話ししたいと思います。手数料は、大きい額ではないので、額が急激に減るとか、そういう状況は認められません。額は、昨年ベースでどのくらいだったか確認して説明したいと思います。

○前屋敷委員 資料4ページ、運営費ですけれども、会計年度任用職員の雇用報酬が、昨年度と比較して、かなり増えています。会計年度任用職員の人数と、どういう職種に就いているのか教えてください。

○日高警務課長 会計年度職員の3月1日現在の稼働中の者が195名で、この195名の内訳は、警察OBが98名、運転免許課勤務が35名、本部勤務員が123名、警察署勤務が72名です。一番多い職種は、交番相談員48名で全体の24.6%となっております。

○前屋敷委員 退職手当ですが、毎年退職手当も増えているんですが、今年度は何名ぐらい予定があるのでしょうか。

○奈良警務部長 この退職手当14億9,493万円の算定の基は91名を想定しております。来年度末で61歳定年者、その前に早期退職する方の予想数、例年の数で早期に退職する方を足して、91名で算定しております。

○前屋敷委員 資料6ページ、装備費の警察活動用車両維持費ですけれども、かなりの台数が維持管理費として要すると思いますが、どのく

らの台数をお持ちなのか。

○黒木会計課長 警察活動用車両は車両総数980台、四輪車729台、これについてはパトカー、捜査用車——パトカー以外の車も含みます。それと二輪車が251台です。

○前屋敷委員 資料7ページ、(事項)警察施設費の「宮崎県総合自動車運転免許センター建設整備事業」ですが、毎年この程度の金額が計上されているけれども、免許センターの建設整備は、どういう中身で毎年整備が行われるのか教えてください。

○黒木会計課長 免許センターの建設整備は、ローン返済のため毎年計上している金額となります。

○前屋敷委員 そのローンの返済は、今後何年続くのでしょうか。元々どのぐらいの金額を何年かけてローンを返済するのでしょうか。1億9,500万円ほど毎年計上しているのでしょうか。

○黒木会計課長 約22億円が総額になりまして、令和8年度に終わる予定になっております。

○迎生活安全部長 先ほどの齊藤委員の御質問にお答えします。

令和5年度は出ておりませんので、令和4年度の生活安全関係について御説明します。総受理件数が1万4,624件で、そのうち手数料総額が5,947万6,890円となっております。

このうち、警備業法の認定書の書換えとか、探偵業法の届出証明書の交付に関する手数料については、警備業が2件で4,400円、探偵業が8件で2万800円ということで——大体2万5,000円ということで、その2万5,000円ぐらいで年間推移している状況です。

根拠法令の読み方で一部間違いがあったということでありました。資料17ページの項目3の

手数料に関する条例の根拠法令でございますが、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」の政令の読み方を間違えて「地方公共団体令」ということで「令」という字をつけておりましたので、ここで訂正させていただきますと思います。

○日高委員 資料13ページ、交通重大事故現場で空撮用ドローンを導入することで、現場の計測と図面作成に約7時間かかるのを約1時間以内で進め、交通規制に関しても約2時間から約10分ということで、働き方改革となり、かなりすばらしいと思います。このドローンは何台導入する予定でしょうか。

○湯浅交通部長 この交通事故捜査用として導入予定は1台です。

○日高委員 事故は、県内いろいろなところで起きると思います。各警察署管内に導入は考えられていないのでしょうか。

○湯浅交通部長 今、全国的に、ドローンの先進県であります長野県など、大規模警察署に全てドローンを導入しているという県もございます。まずはドローンを本県でも導入し、これを本部で運用して、各警察署管内で交通重大事故があったときには、本部の交通専従員を派遣してドローンで計測するというのをやってみて、その上で大きな効果が認められるようであれば、今後各警察署でのドローンの配備等も検討はしてまいりたいと考えております。

○日高委員 これは働き方改革に必ずつながると思いますので、ぜひ導入していただきたいと思います。

続いて、資料14ページですけれども、特殊詐欺防止アナウンス機能付き自動通話録音機について効果が出ているとのことで、現在355台貸出中であり、新たに追加するとのことですが、ど

れぐらい追加予定でしょうか。

○迎生活安全部長 今年度の当初予算でお願いしておりますが、300台を予定しております。

○日高委員 ぜひ追加していただきたい。関連で、知り合いが特殊詐欺被害に遭っています。説得するけれども、完全に相手を信じ込んでしまい、自分の携帯も使えない状況になっています。被害者は、退職金やいろんな方にお金を借りているという状況です。警察としては、本人がだまされている認識がないと対応できないのでしょうか。

○迎生活安全部長 だまされている認識がない方も結構おられますので、そこは説得して御理解いただきながらやっております。先ほど申し上げたように、コンビニエンスストアに高齢者が電子マネーカードを買わないように協力依頼をして、高齢者が高額の電子マネーカードを買ったら110番通報してくださいという取組は進めております。しかし、犯人を信じて被害に遭ったという実情を知らないことがありますので、様々な講話とか、110番通報したら警察官がすぐ駆けつけまして、説得して被害に遭ったことの御理解をいただきながら対策を打っていきたいと思います。

○日高委員 その方は、あそこのコンビニは目をつけられているから、違うコンビニに回るといような話もされているみたいです。警察官の方もだまされる巧妙な手口という話も聞いておりますので、ぜひそのあたりはよろしくお願いいたします。

○井本委員 詐欺罪が成立するけれども、相手が電話をかけた時点で詐欺罪の実行が着手されたということになるのでしょうか。

○三原刑事部長 委員御指摘のとおり、電話をかけた時点で、万が一お金を盗られる実質的な

被害がなかったとしても、届出があれば、積極的に詐欺未遂で被害届を受理する方針です。

○迎生活安全部長 日高委員から、自動通話録音機の要望台数についてお伺いがありまして、説明が足らないところがありましたので、補足をさせていただきたいと思います。本年度、3か年で600台の要求をしておりまして、令和6年度が300台で、令和7～8年度と合わせまして600台ということになりますので、3か年で600台で修正させていただきます。

○山内副委員長 資料4ページの(目)警察本部費について、新規事業「給与・勤務管理システム導入事業」ですが、このシステム導入の理由や内容等を教えてください。

○神村総合管理課長 給与・勤務管理システムですけれども、県は既に導入されている部分がありますが、県警にはまだシステムがございません。手書きでしています勤務整理簿、代休指定簿など、書類を作らないといけませんけれども、それを自動化、システム化する方針です。これにより、相当の人でやる部分が合理化できると考えています。

○山内副委員長 古くなって更新なのかと思ったら、導入されていなかったということで驚いたところです。システムを導入した後、ランニングコスト等費用がかかるのでしょうか。

○神村総合管理課長 システムを動かさないといけませんので、サーバー代などになります。その具体的な金額は、入札金額につながるものですが、5年で2,000万円程度はかかる見込みであります。

○山内副委員長 運転免許証とマイナンバーカードとの一体化について、令和6年度中に実施するということですが、本県で早ければどれぐらいから始まるのか教えてください。

○湯浅交通部長 「運転免許証・マイナンバーカード一体化事業」は、全国一斉に開始を予定しております。

マイナンバーカードとの一体化に先立ちまして、既存の都道府県単位で構築している運転免許管理システム、運転免許情報を警察庁の共通基盤に集約する必要が出てまいります。その作業が終わるのが令和6年度末頃——令和7年3月頃、もしくは、もう少し早いぐらいと今のところ見込んでおります。

○井本委員 それは、免許センターに持つていくのでしょうか。その後は、具体的にどうするのでしょうか。

○池田運転免許課長 具体的にマイナンバーカードと一体化するのは免許センター——延岡市、宮崎市、都城市、それと9つの警察署になります。

○井本委員 大阪府の災害訓練用の施設に委員会の視察で行き驚きました。宮崎県は大阪府に災害訓練派遣してるということですが、その事業はどれに該当するのでしょうか。

○奈良警務部長 昨年度から近畿管区の災害訓練施設を活用させていただいて訓練をしており本年度も行っております。事業名は調べます。

○井本委員 将来的にはどのぐらいまで拡張していくのでしょうか。

○奈良警務部長 非常に効果的な訓練だと思っておりますので、毎年、数名程度ずつ派遣して訓練させていきたいと考えております。

○井本委員 南海トラフ等も想定され、警察官は初動で対応する必要も考えられますので、派遣者数は、数名程度ではなく増やしていけたらと考えております。

○奈良警務部長 今後、大型バスに乗せて出動する想定で、フェリーも活用し、部隊として訓

練することも検討していきたいと考えております。

○黒木会計課長 井本委員から質問がありました、災害に関する費用は、令和6年度当初災害対策に関する予算で計上しておりまして、説明資料11ページ、16、「災害警備対策の充実強化事業費」866万4,000円になります。

○井本委員 分かりました。増額していく必要がある。

○山内委員長 16の事業に、職員派遣にかかる費用が計上されているということでしょうか。

○黒木会計課長 災害に関する職員の派遣費用は国費ですので入っておりません。後ほど御説明いたします。

○山内委員長 では、後ほど警備部長から御説明をいただけるということでしょうか。そのほか質問はございますか。

○齊藤委員 資料7ページ、(目)警察施設費は環境整備の主な予算だと思うんですけども、過去5年間の金額の推移は分かりますか。

○黒木会計課長 調べる時間をいただきたいと思います。

○齊藤委員 資料12ページ、(事項)交通安全施設整備事業費、2、「信号機新設、道路標識及び道路標示等整備費」で約6億2,000万円を予算化されています。この過去5年間の推移を教えてください。

○黒木会計課長 同じく、少し時間をいただくと助かります。

○前屋敷委員 信号機に関連してですが、「信号機改良等整備費」、「信号機新設」とあります。今年度、信号機新設及び改良は何基を予定しているのか教えてください。

○湯浅交通部長 まず、信号機新設は、令和6

年度に3基お願いしているところです。しかしながら、1基は、宮崎市大塚町迫田で交通死亡事故があったのを契機に、既存の信号機移設という形で既に信号機を設置しましたので、3基要求しておりましたが、実際に新設するのは2基になります。

それと、「道路標識等整備事業」は、信号機の制御機の改良を95基の予定をしております。そのほかは道路標識とか道路表示の更新事業になります。

○前屋敷委員 「信号機改良等整備事業」は、どういう内容なのか。また、改良の基数を教えてください。

○湯浅交通部長 信号機は、この信号プログラムを制御する制御機が信号機についておりまして、この耐用年度がおおむね19年と言われております。それで19年ごとにおおむね95基前後で更新計画をつくっております。その更新計画に基づいて95基を更新するものです。

○前屋敷委員 「コンクリート製信号機柱の鋼管柱化」ですが、今年度何基分を鋼管柱化に変えるのか。また、毎年されているけれども、大体同じ数でしょうか。

○湯浅交通部長 「コンクリート製信号機柱の鋼管柱化」につきましては、大地震とかがあったときに信号機が倒れないようにするためにやっているものです。毎年鋼管柱化を推進しておりまして、令和6年度は90基を鋼管柱化する予定でございます。

○前屋敷委員 毎年その程度変えているのでしょうか。

○湯浅交通部長 信号機のコンクリート柱が鋼管柱化になるまでは毎年更新してまいります。

○井本委員 点滅信号は危ないため廃止の方向と聞いているけれども、点滅信号は使わないと

なるとどのようなようになってくるのでしょうか。

○湯浅交通部長 一灯式信号機というものでございまして、赤色点滅のときは一時停止するというので、これについては一時停止の規制に変えて、一灯式信号機は撤去しております。新たなところにつけるという計画はございません。

○黒木会計課長 先ほどの齊藤委員の質問の一部について回答いたします。

交通安全施設整備事業費の信号機等の交通安全標識等の整備費の推移について説明いたします。

5年分ということですので、令和2年が4億7,242万円、令和3年が6億4,590万1,000円、令和4年が6億6,707万円、令和5年が6億9,674万6,000円、令和6年度当初にお願いしておりますのが6億2,115万4,000円。以上です。もう一つの警察施設費については、もうしばらくお待ちください。

○久留米警備部長 先ほど井本委員のほうから、近畿管区警察学校での訓練の予算の科目ということで……ほぼ旅費になりますので、資料12ページ、「その他警察活動経費等」の中から旅費として支出するということであります。

○前屋敷委員 資料9ページの(事項)運転免許費、「運転免許事務委託料」ですけれども、これは具体的にはどこに委託して事業を進めているのでしょうか。

○湯浅交通部長 委託料は、宮崎県交通安全協会に委託している運転免許証の更新及び交付業務並びに各警察署で行っております運転免許証の更新申請受付業務になります。また、宮崎・都城・延岡運転免許センターにおきまして、免許業務を行う会計年度任用職員の雇用に要する経費でありまして、これらの予算額を計上しております。

○前屋敷委員 「運転者管理システム整備事業」ですが、この運転者管理とは免許証を持っている人を把握して管理するという意味でしょうか。

○湯浅交通部長 運転者管理システムは、都道府県公安委員会が交付しました運転免許証に関する情報をコンピューターで管理しているシステムになります。

この予算の計上は、今後、都道府県ごとに構築しております運転免許管理システムを警察庁の共通基盤という大きなコンピューター上に一元的に管理する作業に要する経費でございます。具体的には共通基盤上にデータを転送する作業ですとか、既存の運転免許証の作成システムがあるんですけれども、これを警察庁と連携させて運転免許証が作成できるように改修が必要になりますので、そういった改修に要する経費を計上させていただいております。

○前屋敷委員 宮崎県だけでなく全国的に管理するということになるのでしょうか。

○湯浅交通部長 全国で一斉に管理することになります。令和6年度末までに警察庁に一元化することになります。

○前屋敷委員 それは、マイナンバーカードと一体化するというのでしょうか。

○湯浅交通部長 行政サービスのデジタル化の一環となるのですが、この共通基盤上に運転免許証管理システムを一体化した後は、マイナンバーカードと運転免許証を一体化する計画になっております。

○前屋敷委員 資料4ページ、「その他職員設置経費」ですけれども、職員設置とはどういう意味合いなのでしょうか。

○奈良警務部長 運営費の費目に計上されないもので、具体的に光熱水費や本部、警察庁舎で使っておりますシュレッダー、印刷、交際費に

なります。

○前屋敷委員 中身は分かりましたけれども、この表現の仕方が理解に苦しみます。

○井本委員 資料4ページ「職員のメンタルヘルスケア支援事業」ですが、メンタルダウンする人はどのくらいでしょうか。

○日高警務課長 令和5年度中の休職者は2月現在で11名いますけれども、11名のうち6名がメンタルで休職しております。令和4年度は休職者数が15名、うちメンタル面での休職者が10名。令和3年度が休職者が10名、うちメンタル面での休職者が7名になります。

○黒木会計課長 先ほどの齊藤委員の警察施設費の過去5年間の推移についてです。令和2年度8億3,943万1,000円、令和3年度9億9,292万6,000円、令和4年度11億5,066万3,000円、令和5年度12億5,081万5,000円、本年度が記載のとおり16億2,540万7,000円ということです。

○山内委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○奈良警務部長 その他報告事項の令和6年宮崎県警察運営方針及び運営重点について説明いたします。

資料19ページをお開きください。

本年の運営方針は、昨年を引き続き、主題を「県民の期待と信頼に応える強くしなやかな警察」、副題を「安全で安心な宮崎をめざして」としております。

この方針の下、運営重点として、子供・女性・高齢者を守る取組と特殊詐欺等の犯罪防止対策の推進など6項目を掲げております。

資料20ページをお開きください。

子供・女性・高齢者を守る取組と特殊詐欺等

の犯罪防止対策の推進についてです。

ストーカー、DV、児童虐待などの人身安全関連事案は、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが高いことから、迅速・的確な対応が求められるところ、この種の事案の認知件数は、年々増加傾向が続いております。

また、特殊詐欺については、被害金額が増加の一途をたどっており、昨年は過去最高の被害額を記録したところです。

このような情勢を踏まえ、子供・女性・高齢者を守るための活動を推進するほか、関係機関・団体等と連携した効果的な犯罪防止対策に取り組むなど、犯罪の起きにくい社会づくりへの取組を推進してまいります。

資料21ページをお開きください。

重要犯罪の徹底検挙と組織犯罪対策の推進についてです。

昨年は、県民の体感治安に直結する殺人、強盗などの重要犯罪を徹底して検挙したほか、暴力団に対する取締りや特殊詐欺事件の検挙など、組織犯罪対策も強力に推進してまいりました。

本年も、県民の安全・安心の確保を念頭に、迅速・的確な組織捜査を展開してまいります。

資料22ページをお開きください。

交通事故の抑止と安全で快適な交通社会の実現についてです。

昨年の交通事故件数、死者数、負傷者数は、いずれも前年を下回り、年々減少傾向にあります。

しかしながら、死者数に占める高齢者の割合が依然として高い水準にあることや、死者数に占める歩行者の割合が高いことなどが課題となっております。

このため、高齢運転者対策として高齢運転者が自身の体調や運動能力を踏まえて、運転する

時間帯や場所等を限定する制限運転宣誓の取組等を推進するほか、歩行者保護対策として、モデル横断歩道の指定や横断歩道における交通ルールの遵守とマナー向上等の安全教育を推進してまいります。

また、近年、普及が進む電動キックボードなどの新たなモビリティへの対応や自転車の安全利用に向けた広報啓発を推進するなど、安全で快適な交通社会の実現を目指してまいります。

資料23ページをお開きください。

次に、災害テロ等緊急事態への的確な対処と警護の万全についてです。

本県は、台風による風水害や火山噴火などの災害に加え、南海トラフ地震による甚大な被害が想定されるなど、災害が県民にとって重大かつ身近な脅威です。

また、テロ行為等の緊急事態への的確な対処や要人警護における安全確保など、警察の総合力を発揮した万全の対応が求められています。

こうした情勢を踏まえ、災害等の発生に備えた訓練等を継続的に実施するほか、官民連携によるテロ対策や警護における対処能力の向上などの対策を推進してまいります。

資料24ページをお開きください。

県民の立場に立った警察活動の推進と社会の変化に適応する警察基盤の整備についてです。

近年、DXの進展等により社会情勢は大きく変化しており、警察が変容し続ける社会情勢と、それに伴い新たに生じ、または変化する治安上の課題に的確に対処し、県民の期待に応えていくためには、組織や業務の在り方について不断の見直しを行うなど、必要な対策を講じていかなければなりません。

そのため、業務のデジタル化や事務の集約化等により、業務の合理化、効率化、高度化を進

めるほか、優秀な人財の確保や職員のワーク・ライフ・バランスの向上など、社会の変化に適する警察基盤の整備を推進してまいります。

資料25ページをお開きください。

最後に、サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進についてです。

サイバー空間の公共空間化が進む中、昨年、インターネットバンキングの不正送金被害が過去最多となるなど、サイバー空間をめぐる脅威は極めて深刻な情勢が続いております。

そのため、サイバー専門人財の育成等により、サイバー事案への対処能力の向上を図るほか、関係機関・団体等と連携した啓発活動を行うなど、サイバー空間の脅威に対する総合対策を推進してまいります。

以上、本年の運営方針及び運営重点について説明いたしました。組織の総力を挙げて、県民の期待と信頼に応える活動を推進してまいりますので、引き続き御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。報告を終了いたします。

○山内委員長 その他報告事項について質疑はありませんか。

○前屋敷委員 交通安全で、電動キックボードについて問題意識を持っていますけれども、宮崎県ではキックボードを見かけないので、宮崎県では普及していないと思っています。全国的には検挙件数も増えてますし、事故も起きているということが言われてます。ぜひ宮崎県でも関心を持って交通安全に努めていただきたいと思います。

それと、もう一点は、資料24ページ、相談者に対して真摯かつ適正な相談業務を推進していますが、過去に森林盗伐、窃盗問題などで被害届が受理されないこともありました。毎日の生活の中で不利益を被った場合は、被害届

などを受理する等、真摯に対応していただきたい。

○井本委員 関連ですけれども、被害届を受理しないという理由は、民事か刑事か見定めているためでしょうか。

○三原刑事部長 被害届につきましては、基本的に被害者の方が申出をすれば、極端に違う内容以外は、積極的に即時受理を基本として対応しているところでございます。

ただ、その中には被害届を出してくださいと言っても、そこまで話を持ってくると逆に被害者の方が、ちゅうちょされて、保留にしてくださいとか……そういう方に対しましても定期的に連絡をして対応しています。本当に事件で悩むこともありますので、被害者の話をよく聞いて回答をいただいて、それに対して真摯に対応しているところでございます。

○井本委員 原則は、基本的に受理するということでしょうか。

○三原刑事部長 受理だけでなく、原則は即時受理ということで対応しているところでございます。

○山内副委員長 信頼に応える警察ということで、県警がSDカードの書換えをしたことがニュースで問題になったと思います。県民の方から、その後どうなったのかという話を聞かれるもので、その後の経過とかが何かありましたら教えてほしいと思います。

○山内委員長 暫時休憩します。

午前11時15分休憩

午前11時16分再開

○山内委員長 委員会を再開します。

○三原刑事部長 今、委員御指摘の話につきましては、一部の報道等でなされた事実でござい

ますけれども、聞くところによると、裁判員裁判の公判前整理手続が行われているところでございます。これも私の一般的な知識ですが非公開でなされている話でございますので、そのあたりの回答は差し控えさせていただきます。

○山内副委員長 サイバー関連について脅威になってきているということでした。昨日、ライトコインについて、無登録の都城市の高校生のことが報道されていました。高校生は登録さえすれば、そういったやり取りができるという理解でよろしいのでしょうか。

○平居警察本部長 暗号資産の登録業につきましては、資金決済法において登録を受けなければならないということになっておりまして、一私人が登録できるようなものではありません。

○山内委員長 高校生が書類送検されるショッキングな報道だったと思います。資料25ページのサイバー空間の脅威に関わってくる部分であって、デジタル人財の育成で、今後ますます小・中・高校生に知識を学校や家庭でも深めていく分野だと思います。教育面は言うまでもなく、犯罪に巻き込まれないように、加害者にならないよう教育はなされると思うんですけれども、県警としても何か対応を考えている部分がありましたら教えてください。私は教育分野との連携、対応が必要になってくると考えております。

○迎生活安全部長 都城市の件は、警視庁主体の事件でございまして、その内容の細かいことまでは承知しておりませんが、高校生が犯行に手を染めたことは非常にショッキングな事件になりました。

多分、教育委員会においても、この点は検討されると思いますけれども、一層手を染めないように、県警も連携して、非行防止教室、情報モラル教室、サイバーセキュリティーカレッジ

等において、子供たちが犯行に手を染めないことと、巻き添え、インターネットカジノとかに触れないことをしっかりと連携を取って指導していきたいと思っております。

○日高委員 情報工学等の優秀な人財は警察に就職されるのでしょうか。

○奈良警務部長 情報工学採用とか採用試験のときもそういった技能・技術を既にお持ちの学生であったり、採用も進めていきたいところとして、そういう制度も設けております。ただ、そういう人財は、各界が欲しているので、警察だけでなく公務員全般、給与面等の条件で、たくさん来ていただけるという状況にはなっておりません。職員にそういった研修等を積むことでサイバー関係の知識・技術を向上するという取組と、両輪でやっております。既に専門的な情報工学関係の大学、高校等で、そういう学習をした方が採用試験に応募していただければいいのですが、条件面でたくさん来ていただけるという状況にはありません。既に職員になった方に教養、指導、研修することで、両方やっているところですよ。

○日高委員 ハッカーとホワイトハッカーというのは、紙一重だと思います。そういう方々をしっかりと採用していただいて、守るほうに育成していただきたい気持ちがありましての質問でした。

○日高警務課長 情報工学卒の関係ですけれども、令和5年度採用は大卒A、高卒B——大卒、高卒程度とも受験者はございませんでした。ただ、過去、サイバー犯罪捜査官で1名採用しておりまして、情報工学卒での採用が3名おります。今後も採用に努めていきたいと思っております。

○井本委員 サイバー犯罪は、具体的には何犯

でしょうか。

○迎生活安全部長 一番罪名的に目に留まるのは、不正アクセス禁止法です。他人のパスワードを盗み取って、成り済ますことです。インターネットを利用した詐欺罪がありますけれども、それもサイバー犯罪として捜査します。

○井本委員 刑罰はどのくらいでしょうか。

○迎生活安全部長 詐欺罪であれば懲役10年以下となりますけれども、不正アクセスだと、罪名がどういうふうになるのかは確認させてください。

○三原刑事部長 先ほど副委員長の御質問に補足させてください。

先ほど差し控えて回答できないとさせていただいたんですけれども、一般的な話で、警察は鑑識のほうで現場写真を含めた鑑識資料——本当に事件を立件する上で、客観証拠の最たるものがございますので、その取扱いには徹底しております。例えば、現場で使うデジタルカメラに含むSDカードにつきましては、書き切り型と申しまして、それを撮影したら、その後に改ざんができないようなSDカードを使用して、改ざん防止または紛失防止を徹底しているところでございます。それ以降の内容については、先ほど申したとおり、今、公判前整理手続のお話でありますので、回答はできませんけれども、警察は適正に対応しているところでございます。

○井本委員 私が聞きたいのは、サイバー犯罪や生成AIにかかる法整備が整っているのか心配している。

○迎生活安全部長 先ほどの御質問に答えさせていただきます。

まず、不正アクセスについて、パスワードを盗み取るとか、勝手に不正アクセスをしているという行為で、第3条において3年以下の懲役

または100万円以下の罰金があります。また、不正アクセス禁止法第7条は、フィッシング行為——他人にメールを送りつけて、そこにIDとパスワードを入れさせて盗み取るという行為でございますけれども、それについては1年以下の懲役または50万円以下の罰金となっております。

2つ目の井本委員の御質問に関しては、確かにサイバー空間の脅威というのは年々非常に増大しています。例えば、いろんなシステムが便利になればなるほど、それを悪用する者がそのシステムを使うことに、警察が追いついていってかどうかにつきましては、難しい問題があります。

一つは、日本国内からではなく国際的に、ほかの国から犯行に及ぶ可能性があります。インターネットに国境はありませんので、国境がない分、国際的にやられるということで、日本国内の法律では対処できないということと、技術的な問題で、そこに追いつくために警察職員の能力を向上させる必要があると思っています。そこで先ほど警務部長から説明があったとおり、情報工学の採用枠をつくって、そういう能力の高い人員を採用したり、また部内で研修制度を拡充させることで人財を育てる。装備資機材についても、それに見合ったものを導入していくということで対処していくしかないと思っていますし、そういうことで犯罪に負けないように予算を頂いておりますので、その中で人財育成を図りながら進めてまいりたいと思っています。

○山内委員長 知事のアカウントの件も今日の新聞で報道されていたので、そういった対応が今後ますます大事になってくると思いますので、よろしくお願いいたします。

○山内委員長 それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時28分休憩

午後1時10分再開

○山内委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、企業局長の概要説明を求めます。

○井手企業局長 それでは、提出議案について説明をさせていただきます。

資料2ページ、目次を御覧ください。

今回、予算議案といたしまして提出しますのは、3の提出議案にありますとおり、議案第17号「令和6年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算」、議案第18号「令和6年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算」、議案第19号「令和6年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算」の3件です。

予算議案の概要について御説明をいたします。

資料3ページを御覧ください。

1の令和6年度宮崎県公営企業会計当初予算（案）のポイントについてです。

令和6年度当初予算は、3つの大きな柱を定めた上で予算編成をしております。

1つ目は、(1)、「将来に向けた安定経営のための基盤整備」であります。

老朽化した施設・設備の計画的な更新・改修を行うことにより、将来にわたって安定的に経営を行うための基盤整備するものであります。

2つ目は、(2)、「経営環境の変化への的確な対応」でありまして、政府のカーボンニュートラル宣言を受けまして、県で取り組んでおりますゼロカーボン社会づくりや産業のデジタル

化、DX化、頻発しております自然災害など、企業局を取り巻く経営環境の変化に的確に対応するものであります。

3つ目ですが、局の設置理念に基づきまして、(3)、「地域貢献に資する取組の推進」です。

資料4ページをご覧ください。2、「令和6年度宮崎県公営企業会計当初予算（案）の概要」であります。

まず、(1)、電気事業であります。業務の予定量であります年間供給電力量は、4億944万2,000キロワットアワーで、収益的収支の収支残は、黒い太枠で囲んだ部分ですが、マイナス24億4,848万5,000円としております。

これは、綾第二発電所大規模改良事業に伴う発電機停止による料金収入の減や同事業に係る事業費の増を見込んでいることなどによるものであります。令和9年度までは、赤字が続くものと見込んでおります。

資料5ページになります。

(2)、工業用水道事業でございます。この年間総給水量は、3,583万5,700立方メートルで、同様に収益的収支の収支残は黒い太枠の中、マイナス7,054万6,000円としております。これは、台風の影響などによります土砂除去に係る委託費や近年の物価高騰による修繕費の増などによるものです。

続きまして、資料6ページを御覧ください。

(3)、地域振興事業につきましては、年間施設利用者数は3万1,500人で、収益的収支の収支残は、黒い太枠の中ですが、マイナス747万8,000円としております。収支残のマイナスですが、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設改修工事に伴う修繕費と固定資産除却費の増などによるものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明をさ

せます。

○山内委員長 企業局長の概要説明が終了いたしました。

引き続き、議案の審査を行います。歳出予算の説明については、重点事業・新規事業を中心に、簡潔明瞭に説明をお願いします。

併せて、決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いします。

それでは、議案に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○伊豆総務課長 資料 7 ページを御覧ください。

議案第17号「令和 6 年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算」であります。

（１）の業務の予定量であります。

年間供給電力量は、過去15年間の平均を基に、4 億944万2,000キロワットアワーとしております。

（２）の収益的収入及び支出であります。

これは、当該年度の収益と費用の見込みを示すものであります。

表の太枠の令和 6 年度当初予算の縦の列を御覧ください。

事業収益は48億5,037万2,000円としております。このうち営業収益は44億7,224万8,000円で、主なものは九州電力株式会社との基本契約に基づく電力量であります。

附帯事業収益は8,239万2,000円で、主なものは小水力発電と太陽光発電電力料であります。

財務収益は 2 億2,152万9,000円で、受取配当金や受取利息などであります。

営業外収益は7,420万3,000円で、長期前受金戻入などあります。

資料 8 ページをお願いいたします。

事業費は72億9,885万7,000円としております。

このうち営業費用は67億1,861万5,000円で、主なものは修繕費や固定資産除却費などあります。

附帯事業費用は7,350万9,000円で、小水力発電や太陽光発電に係る費用であります。

財務費用は519万2,000円で、企業債などの支払利息であります。

営業外費用は 2 億5,145万8,000円で、主なものは消費税及び地方消費税納付額等であります。

この結果、事業収益から事業費を引いた収支残はマイナス24億4,848万5,000円となります。

資料 9 ページを御覧ください。

（３）の資本的収入及び支出であります。

これは、事業を長期間にわたって実施する上で必要となります施設や設備を取得することなどに係る収入と支出の見込みを示すものであります。

表の太枠の令和 6 年度当初予算の縦の列を御覧ください。

資本的収入は7,014万2,000円としております。主なものは、工業用水道事業会計及び地域振興事業会計からの貸付金返還金であります。

資本的支出は37億8,742万9,000円としております。このうち建設改良費は36億742万2,000円で、主なものは、綾第二発電所大規模改良事業に係る建設改良費などあります。

この結果、資本的収入から資本的支出を引いた収支残はマイナス37億1,728万7,000円となりますが、不足額につきましては、米印に記載しておりますとおり、損益勘定留保資金等で補填することとしております。

資料10ページをお願いいたします。

（４）、継続費であります。

継続費は、履行期間が複数年にまたがる事業の予算につきまして、その経費の総額及び年割

額を定めるものでございますが、令和6年度から新たに3つの継続費の設定をお願いしております。

1つ目は、立花発電所同期用遮断器取替工事であります。これは同期用遮断器が取替えの目安であります規定動作回数を超えますことから、取替えを行って設備の信頼性の回復を図るものであります。

工場製作期間が約10か月かかることから、令和6年度に発注しまして、令和7年度に同期用遮断器の取替えを行うこととしております。

このうち、既存設備の除却に係る費用を、アの営業費用に計上しておりまして、設備の更新に係る費用を、イの建設改良費に計上しております。

継続費の金額につきましては、アの営業費用として、令和7年度に44万円、イの建設改良費として、令和6年度に146万3,000円、令和7年度に1,064万円を計上しております。

2つ目は、石河内第一発電所計器用変圧器取替工事ですが、これは計器用変圧器が老朽化したために、更新し、設備の信頼性の回復を図るものであります。

工場製作期間が約12か月かかることから、令和6年度に発注しまして、令和7年度に計器用変圧器の取替えを行うこととしております。

このうち、既存設備の除却に係る費用をアの営業費用に計上し、設備の更新に係る費用をイの建設改良費に計上しております。

継続費の金額につきましては、アの営業費用として令和7年度に913万円、イの建設改良費として令和6年度に473万円、令和7年度に4,257万円を計上しております。

3つ目は、松尾ダム取水口ゲート電動機ほか購入でございます。これは、松尾ダム取水口の

ゲート電動機が老朽化したために更新して、設備の信頼性の回復を図るものであります。

ドラム型ブレーキ付電動機の工場製作期間が約1年かかることから、令和6年度に発注するものです。

継続費の金額につきましては、設備の購入に係る費用をイの建設改良費として、令和7年度に950万円計上しております。

資料11ページを御覧ください。

(5)の重要な資産の処分であります。

令和6年度に、日向市へ渡川発電所取付道路の道路橋梁部分を譲与することとしておりますが、これが地方公営企業法施行令第17条に規定されております、重要な資産の処分に該当しますことから、予算に定めるものでございます。

資料12ページをお願いいたします。

議案第18号「令和6年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業) 予算」であります。

(1)、業務の予定量であります。

給水事業所数は15社、年間総給水量は3,583万5,700立方メートルとしております。

(2)、収益的収入及び支出であります。

表の太枠の令和6年度当初予算の縦の列を御覧ください。

事業収益は3億8,355万2,000円としております。このうち営業収益は3億4,063万円で、主なものは給水収益であります。

営業外収益は4,292万2,000円で、受取利息などであります。

資料13ページを御覧ください。

事業費は4億5,409万8,000円としております。このうち営業費用は4億4,285万6,000円で、主なものは減価償却費や委託費などであります。

営業外費用は524万2,000円で、主なものは雑損失であります。

この結果、事業収益から事業費を引いた収支残は、マイナス7,054万6,000円となります。

資料14ページをお願いいたします。

(3)、資本的収入及び支出であります。

表の太枠の令和6年度当初予算の縦の列を御覧ください。

資本的収入は1,000円としております。資本的支出は3億4,510万4,000円としております。このうち建設改良費は2億7,510万4,000円で、令和5年度に比べ2億1,177万5,000円の増となっておりますが、これは工業用水道施設浄水場浸水対策工事に係る費用などによるものであります。借入金償還金6,000万円は、電気事業会計への元金償還であります。

この結果、資本的収入から資本的支出を引いた収支残は、マイナス3億4,510万3,000円となりますが、米印に記載をしておりますとおり、積立金等で補填することとしております。

資料15ページをお願いいたします。

(4)、継続費であります。

令和6年度から新たに工業用水道施設浄水場浸水対策工事において、継続費の設定をお願いしておりますが、後ほど主な新規重点事業で御説明をさせていただきます。

資料16ページを御覧ください。

議案第19号「令和6年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)予算」であります。

(1)、業務の予定量であります。

年間施設利用者数は3万1,500人としております。

(2) 収益的収入及び支出であります。

表の太枠の令和6年度当初予算の縦の列を御覧ください。

事業収益は2,352万1,000円としております。このうち営業収益は2,195万9,000円で、主なもの

のとしましては、指定管理者からの納付金であります施設利用料であります。

営業外収益は156万2,000円で、主なものは受取利息であります。

資料17ページをお願いいたします。

事業費は3,099万9,000円としております。このうち営業費用は2,914万1,000円で、主なものは修繕費と減価償却費であります。

営業外費用は105万8,000円で、主なものは消費税及び地方消費税納付額であります。

この結果、事業収益から事業費を引いた収支残はマイナス747万8,000円となります。

資料18ページを御覧ください。

(3)、資本的収入及び支出であります。

表の太枠の令和6年度当初予算の縦の列を御覧ください。

資本的収入はございません。資本的支出は1,897万4,000円としております。このうち建設改良費は600万6,000円で、主なものは、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設改修工事の費用でございます。

借入金償還金996万8,000円は、電気事業会計への元金償還であります。

この結果、資本的収入から資本的支出を引いた収支残はマイナス1,897万4,000円となりますが、米印に記載しておりますとおり、過年度分損益勘定留保資金等で補填をすることとしております。

資料19ページを御覧ください。

4、主な新規・重点事業であります。

まず、「綾第二発電所大規模改良事業」であります。

この事業は、運用開始から60年以上が経過した綾第二発電所の機器等の更新等を行うものでありまして、令和元年度から令和9年度までの

期間で事業を実施することとしております。

令和6年度の予算額は38億1,000万円余で、水車発電機等の更新工事を予定しております。

資料20ページを御覧ください。

「綾第一発電所南機水車発電機一部改良及び精密点検工事」であります。

この事業は、修理困難となった機器の廃止に必要な改造・更新や、保安規程に基づき水車発電機の分解点検等を行うものでございまして、令和5年度から令和7年度までの期間で事業を実施することとしております。

令和6年度の予算額は7,000万円余で、改造・更新する機器の現場調査、詳細設計等を予定しております。

資料21ページをお願いいたします。

新規事業「工業用水道施設浄水場浸水対策工事」であります。

この事業は、令和4年9月の台風第14号によりまして浸水被害を受けましたことから、送水停止のリスク軽減のために浸水対策工事を行うものであります。

資料15ページにお戻りいただきまして、工業用水道施設浄水場浸水対策工事の列を御覧ください。

本事業では、令和6～7年度で防水壁かさ上げ及び排水対策工事等を行うこととしております。

継続費としましては、アの営業費用に防水壁等の除却に係る費用を計上し、イの建設改良費に防水壁のかさ上げや防水扉の再設置等に係る費用を計上しております。

継続費の金額につきましては、アの営業費用として令和6年度に1,100万円、イの建設改良費として令和6年度に2億6,300万円、令和7年度に7,000万円を計上をしております。

資料22ページにお戻りください。

新規事業「DX推進通信基盤整備事業」であります。

この事業は、遠隔臨場やスマート保安等のDXを推進するため、企業局発電所及びダムにおけるインターネット環境を整備するものです。予算額は1,000万円余としております。

資料23ページをお願いいたします。

改善事業「緑のダム造成事業」であります。

この事業は、これまでの企業局が未植栽地等を取得して行う植林等に加えまして、新たに民間事業者による再造林活動を活発化させるために環境森林部が取り組む事業を支援することで、より効率的に水力発電所上流域の未植栽地等を水源涵養機能の高い森林として整備し、電力の安定供給につなげるものでございます。予算額は6,000万円余としております。

資料24ページを御覧ください。

5、その他主要事業の概要といたしまして、(1)、「猿瀬発電所ゴム堰復旧工事」など8つの事業につきまして、その概要を記載しております。

資料25ページには、参考といたしまして、知事部局等への経費支出予定額を記載しております。

多目的ダム管理費用など知事部局及び市町村への支出予定額の合計は、14億9,408万6,000円としております。

資料26ページを御覧ください。

決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明をさせていただきます。

文教警察企業分科会の⑬であります。

宮崎県地域振興事業について、近年の豪雨による災害状況のほか、ゴルフ人口の増減等の動向を見極めながら、ゴルフ場の存続の可否も含

めて、今後の経営のあり方を検討することと
ことでございました。

対応につきましては、一ツ瀬川県民ゴルフ場
の経営につきましては、令和3年度は黒字だっ
たものの、令和4年度、令和5年度と連続して
コースが冠水したことなどにより、厳しい経営
状況を強いられているところであります。

このような状況にある当ゴルフ場ではありま
すが、県民誰もが快適にプレイしやすい環境を
提供することで、県民の健康づくり・生きがい
づくりと地域の振興に寄与しておりますので、
継続して経営するためにも、収支の均衡を図る
ことが大変重要であります。

令和6年度からは、新たな指定管理者のもと
で管理運営を行うこととしており、これまでと
は異なる視点での創意工夫も加えながら、利用
者の新規開拓等に指定管理者と一体となって取
り組んでいくこととしております。

企業局としましては、次期指定管理期間にお
いて、災害の頻度やゴルフ人口等が変化する中
での経営状況を注視しながら、ゴルフ場の存続
の可否も含めて、今後の経営の在り方を検討し
てまいります。

○山内委員長 議案について質疑はありません
か。

○井本委員 電力の買取価格は、全てF I Tで
しょうか。

○山元経営企画室長 14発電所がありまして、
そのうちの2つの発電所が水力とF I Tとなっ
ておりまして、残りが九州電力との基本契約に
基づいて売電をしております。

○井本委員 何割ぐらいがF I Tになるので
しょうか。

○山元経営企画室長 箇所数で言いますと、先
ほど言いましたように、14か所中の*2か所がF

I Tになっております。

○井本委員 今後はF I Tに移行することはで
きるのでしょうか。今までと同じでしょうか。

○山元経営企画室長 失礼しました。私、「2か
所」と申し上げましたけれども、訂正させてい
ただきます。

渡川発電所と綾第二発電所、こちらがF I T
の認定を受けておりまして、渡川発電所も既に
運用を開始しております。綾第二発電所は、建
設中ですけれども、そういったところで、「4か
所」ということになります。訂正させていただきます。

○井本委員 F I Tに移行することは可能なの
でしょうか。

○山元経営企画室長 F I T制度につきましては
は、現在、もう既に国のほうでF I Pという新
制度に移行しておりまして、F I Tでは、今は
できない状況でございます。

○井手企業局長 補足説明させていただきます。

F I T制度は経営企画室長が答弁し、大規模
な発電所はF I P制度に移っています。

平成24年に固定価格買取制度ができて、
そのときに、設置から20年未満の発電所がF I
T制度に応募できる、それ以前はその制度に乗っ
からない、20年間その新設発電所の価格を固定
して買い取るという制度であったため、制度を
創設した時点で、過去の20年に遡ってその制度
が適用できるか考えてくださいというような制
度でございました。

その中で、本企业局の発電所の中で、そのF
I T制度が適用できるところで、F I Tの価格
で売電する——F I Tに適用するためにかかる
費用を換算した結果、適用してメリットのある
発電所だけをF I Tに設定した。その後、渡川

※このページ右段に訂正発言あり

発電所、綾第二発電所については、これは明らかにFITのほうがメリットが大きいということで、その認定を受けた上で大規模改良にかかっている状況でございます。

○日高委員 資料22ページの「DX推進通信基盤整備事業」ですけれども、このインターネットの整備をすることでどういう効果があるのでしょうか。

○小野総合制御課長 例えば、請負工事で、遠隔臨場で現場には行かずに映像により現場の機器や材料を確認したり、あとは発電所とか保守管理する上でスマート保安——新しい機械を使ったりして、現場に行かずとも現場にいる状況を確認できることを想定しております。

○日高委員 現状ではできていないということでしょうか。

○小野総合制御課長 現状ではインターネットの環境が整備されておられませんので、このインターネットの環境を令和6年度～7年度で整備して、そこから展開していこうと考えております。

○山内副委員長 電気事業とかは令和9年度まで赤字が続くということでしたが、黒字の場合は積み立てられていくのでしょうか。今どれくらいその積み立てが残っているのか、各事業ごとに教えてください。

○伊豆総務課長 損益勘定留保資金でお話をさせていただきますと思います。

電気事業につきまして、令和4年度決算時点ですけれども96億円ほど、工業用水道事業につきましては9億円ほど、地域振興事業会計につきましては1億5,000万円ほどの損益勘定留保資金が残っております。

○山内副委員長 令和9年度決算で96億円ほどということだったんですが、今年度は24億円の

赤字です。それが令和7～9年度と3年間あるわけですが、その場合どれくらいになるのでしょうか。例えば、電気料見込みをどれくらい考えているのか教えてください。

○伊豆総務課長 令和6年度末見込みでお答えをさせていただきますが、電気事業につきましては54億円ほど、工業用水道事業会計につきましては9億円ほど、地域振興事業につきましては1億円ほどになると見込んでいますところ。

○山内副委員長 令和9年度まで赤字ということを見込んでいるという話だったので、令和9年度ではどれくらいになるのでしょうか。

○山元経営企画室長 令和9年度末時点の見込みですけれども、損益勘定留保資金でいきますと、1,400万円ほどを見込んでおります。

○井本委員 全部累積したら一般会計にどのくらい支出しているのでしょうか。

○伊豆総務課長 累積について、平成28年度から先に申し上げますと、平成28～30年度で10億円ずつ支出しておりまして、令和2～3年度で10億円ずつということで、50億円は支出しております。

○日高委員 資料24ページの(3)ですが、電力線の余寿命診断により取替えが必要ということで、この電力線の寿命はどれくらいで交換が必要でしょうか。

○松生施設保全課長 送電線の電力線の寿命は何で決まるかといいますと、塩分とかが電線につきますると、寿命が短くなると言われております。企業局が持っている送電線は山の中で、海から離れているということで約60年はもつと言われております。

実際、60年に近づいてきますと、あとどれくらいもつか寿命の判断をし、取替え時期を決めております。今回、三財線の電力線の寿命が近

づいてきましたので、取替えさせてくださいという話になりました。

○日高委員 60年という、いろんなものが老朽化を迎えるということで、ほかの部分も変えていく必要があると思いますけれども、先のこととか、ある程度予測はされているのでしょうか。

○松生施設保全課長 送電線に関しましては、電線のほかに、その電線を支持する鉄塔もございますけれども、こちらのほうも古くなってきておりまして、今後、この鉄塔も変えていくような計画を立てていっているところであります。

○前屋敷委員 資料7ページで御説明いただいたんですけれども、附帯事業収益で小水力発電、太陽光発電電力があります。水力発電が一番安全な発電になるため、太陽光も併せてなんです、今後、小水力発電や太陽光発電についてさらに増やしていくなど取り組む方向性はありますでしょうか。

○丹山工務管理課長 太陽光発電に関しましては、企業局は4つ持っておりますが、民間企業が大部分入っておられますので、企業局としては今後やっていかないところです。小水力発電に関しましては、今後やっていくためのポテンシャル事業を進めておりまして、どういうところが小水力に向いているのかというのを、今年度、調査しております。来年度以降、それを進めていくところでございます。

○前屋敷委員 このエネルギー問題は今後の大きな問題になってきますので、地方自治体でも、小水力あたりは河川を持つ自治体で積極的に取り組んでいく必要もあると思っているのですが、企業局として支援や援助、そういう関わり合いが持てるものであれば、ぜひ協力して、進めていければと思っていますがいかがでしょうか。

○丹山工務管理課長 小水力の導入に関して市町村支援を企業局もやっておりまして、流量調査をしたり、市町村から要望がございましたら出向いて取り組んでおります。

市町村のほかに土地改良区、水利組合とかから依頼が可能でありますので、そこから支援、協力要請がございましたら、企業局から出向きまして調査するという方法を取っております。

○前屋敷委員 企業局が持つノウハウを県内全域にも生かしていただきたいと思います。

○齊藤委員 資料23ページ、「緑のダム造成事業」ですけれども、「広葉樹造林への支援」ということで、日本一挑戦プロジェクトの一つで、環境森林部がやる事業を企業局が支援するということで、面白い取組と思いながら聞かせていただきました。

具体的には、スキーム図の下のほうに書かれているように、企業局から発電所上流域分のみ負担と記載されているんですけれども、これは具体的にどこの発電所を想定して、どのくらいの面積、金額か分かれば教えてください。

○伊豆総務課長 「緑のダム造成事業」についてでございますが、企業局で負担します割合ですけれども、企業局で負担しますのは、県内14ある発電所の全ての上流域分でございます、環境森林部が負担する全体の面積のおよそ1割と見込んでおります。

○齊藤委員 具体的には、全体の1割相当分の予算を企業局から環境森林部に渡すという考え方でしょうか。

○伊豆総務課長 環境森林部で補助していただきまして、事業実施分のみを年度末に企業局の発電所上流域分を、企業局から環境森林部に支出するというところでございます。

○齊藤委員 資料21ページ、「工業用水道施設浄

水場浸水対策工事」について、現場を拝見していないので、どんなところか分かっていないのですが、令和4年9月の台風第14号でこの浄水場がどんな状況になったのかと、取水塔、防水壁、土堤をそれぞれ嵩上げと書いてあるんですけれども、どの程度嵩上げをされるのか教えてください。

○丹山工務管理課長 資料21ページの図でいきますと、防水壁嵩上げ工事というところがございます。これより下に浄水場があります。実際、そこが浸水したという形になっております。

この嵩上げ工事に関しましては、防水壁が現在2メートルぐらいあるんですが、それを1.1メートルほど、嵩上げすることになるかと思えます。

①、防水壁嵩上げ、②、土堤嵩上げは図でいうと、右のほうで丘になっていますので、そこを同じ高さで土を盛っていく形になります。

途中に防水壁というのがございまして、浄水場に入るための通路になっているところがあります。そこの扉の嵩上げも含めてという形になります。

⑤に取水塔がございますが、取水塔は浄水場の中にございまして、取水塔も耳川から水を引いて、その取水塔からまた水があふれ出るという形になりますので、そこも嵩上げをします。さらに、④に戻っていただきまして排水対策工事、これは図でいきますと、下側のほうです。山から水が浄水場のほうに流れてくると、その水を排水させるための設備を造るという対策工事です。

昨年、令和4年度の台風第14号の浸水被害がありますが、この防水壁を*10センチメートル越流して浄水場の中に入ってきた形になっております。その前に、平成17年度も越流をしており

ます。そのときは防水壁よりも約80センチメートル越してきたという形になります。その辺も踏まえまして、現状の防水壁よりも1.1メートルほど高くするという形を今回取らせていただきたいということになります。

○齊藤委員 図面上で耳川は下にあるのでしょうか。

○丹山工務管理課長 耳川は左上を斜めに流れおり、耳川に支流がありまして、それが右上から流れてくるという形になります。

○齊藤委員 資料11ページ、渡川発電所取付道路で、この発電所のために道路改良し、改良した道路を日向市に譲与する。そのときの金額が1億9,000万円という理解でいいのでしょうか。

○丹山工務管理課長 はい。

○伊豆総務課長 補足させていただきます。処分の態様に、譲与と書いてございますが、これは無償という意味でございまして、1億9,143万6,925円相当でありますけれども、これを市道として公共用に使うということで無償譲与することとさせていただきます。

○丹山工務管理課長 先ほど工業用水道の浄水場浸水対策工事ですけれども、令和4年度の防水壁からの越流を、私は「10センチメートル」と言っておりましたが、防水壁の天端から「29センチメートル」と、平成17年度は防水壁の既設から「68センチメートル」越流をしていたという形になっています。

○井本委員 半導体に水をたくさん使うと思いますが、ローム工場等は、工業用水を使う予定

※このページ右段に訂正発言あり

はないのでしょうか。

○井手企業局長 国富町に進出予定であるロームの半導体工場は、全工程に関して水を多く使います。現時点において、その工業用水道事業

を国富町が考えるとか、そういうお話は聞いておりません。今、ソーラーフロンティアが使っていたところでございますので、水需要については大丈夫なのかと捉えているのかもしれませんが、私どものところには全くお話は来ていない状況です。

○前屋敷委員 庄内川あたりがかなり汚濁しているというのを以前から聞いてきていたんですけども、企業局の発電の関わりとか、原因とかが分かっているか教えてください。

○有馬副局長(技術) 綾北川と本庄川になるかと思います。

原因としては、上流域——熊本県も含んでですけども、散布公害が要因の大きな一つだろうと考えております。これにつきましては、河川管理者である県土整備部が中心になりまして、熊本県側を含む自治体、関係機関と検討会を行っている状況でございます。

企業局としましては、濁水軽減のための選択取水設備を運用しているというところです。

○前屋敷委員 綾北川などは清流だったところがかなり濁ったりして、直接の漁業者はいないけれども、清流が元に戻らないかという話なども聞いてきたので、原因や解決策があれば教えてください。

○有馬副局長(技術) 中心となっているのは河川管理者、県土整備部ですけども、関係者として私ども企業局、発電者あるいは農業関係者——いろんな関係者がおりますので、各機関が連携して、地元の意見をお聞きしながら濁水軽減に取り組んでいくということで考えております。

○井手企業局長 昨年度決算が3事業とも赤字で、次年度の当初予算も3事業とも赤字の当初予算を出させていただいております。

先ほど委員からも御質問があったとおり、今後、大きな改良工事も伴う中で、企業局が持つ財源が大丈夫かというお問合せがあります。

先ほど総務課長が答弁しましたように、電気事業に関していえば、減価償却費等の減価償却として支出した形で企業局の中の財源として残っている——損益勘定留保資金が96億円余りある。それ以外に、今後、建設していくための積立金、建設改良の積立金がありまして、これも電気事業だと65億円余り別途あります。令和4年決算時のお話ですけども、合わせると160億円余の資金を電気事業では抱えています。同じように、工業水道事業については13億円余、また地域振興事業でありましても1億8,000万円程度、令和4年決算時において内部留保の資金を財源として持っているという状況です。

今後、渡川発電所は売電を開始しましたし、綾第二発電所の改良工事が終わって、令和10年度から稼ぐようになります。そこがまた積み増しをしていくということになりますので、この内部資金を回しながら、そして新たに稼げるところは稼いで、次の世代に施設経営を引き継いでいくと考えております。

渡川発電所、綾第二発電所、綾第一発電所にしても、大規模な改良をすれば、そこからまた50年、60年、70年、80年と使っていくわけでありまして、そこで生み出す利益でまた運営していくとするならば、仮にフロー会計的に問題が生じそうになれば、企業債を借りて将来の取り分ですので——今の改良費というのはですね、企業債を借りてフローを回していくということも十分考えられます。

そのような考え方に基づいて、企業局の経営、今後も十分維持していけるというふうに私どもは考えております。

以上です。

○山内委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 それでは、以上をもって企業局を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時1分休憩

午後2時9分再開

○山内委員長 委員会を再開いたします。

明日の委員会は午前10時に再開し、教育委員会の審査を行うことといたします。

以上で、本日の委員会を終了いたします。

午後2時9分散会

令和 6 年 3 月 7 日 (木曜日)

午前 9 時 54 分再開

出席委員 (6 人)

委 員 長	山 内 佳菜子
副 委 員 長	山 内 いとく
委 員	日 高 陽 一
委 員	齊 藤 了 介
委 員	前屋敷 恵 美
委 員	井 本 英 雄

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教 育 長	黒 木 淳一郎
副 教 育 長	小 牧 直 裕
教 育 次 長 (教育政策担当)	奥 村 昌 美
教 育 政 策 課 長	久 保 範 通
財 務 福 利 課 長	畑 中 道 一
育 英 資 金 室 長	唐仁原 博
高 校 教 育 課 長	間 曾 妙 子
義 務 教 育 課 長	田 中 幸 一
特別支援教育課長	横 山 貢 一
教 職 員 課 長	大 山 和 彦
生 涯 学 習 課 長	猪 野 貴 一
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	木 宮 浩 二
文 化 財 課 長	長 友 由美子
人 権 同 和 教 育 課 長	永 井 敬 雄
図 書 館 長	平 山 文 春
美 術 館 副 館 長	梅 田 一 明
総 合 博 物 館 館 長	松 野 義 直

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹	黒 田 真 紀
政 策 調 査 課 主 査	西 尾 明

○山内委員長 本日の委員会に 3 名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、教育長の概要説明を求めます。

○黒木教育長 今回の委員会で御審議いただきます教育委員会所管の議案等につきまして、その概要を御説明申し上げます。

文教警察企業常任委員会資料 2 ページの目次を御覧ください。

今回御審議いただく議案は、予算議案といたしまして、議案第 1 号「令和 6 年度宮崎県一般会計予算」、議案第 15 号「令和 6 年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算」、議案第 16 号「令和 6 年度宮崎県育英資金特別会計予算」、特別議案といたしまして、議案第 45 号「宮崎県育英資金貸与条例の一部を改正する条例」、議案第 26 号「教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」、議案第 29 号「市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例」の 6 件でございます。

次に、その他報告事項といたしまして、(1)、宮崎県「教育の情報化」推進プランの改定について、(2)、高等特別支援学校開校スケジュールについて、(3)、宮崎県人権教育基本方針の改定についての 3 件を御報告させていただきます。

それでは資料 3 ページを御覧ください。

教育委員会に関わる令和6年度宮崎県一般会計予算、令和6年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算並びに令和6年度宮崎県育営資金特別会計予算について、各課別に一覧にしております。

令和6年度の当初予算額であります。表の下から5段目の太線枠の合計の欄を御覧ください。一般会計の合計は、1,143億8,369万8,000円であります。

また、下から2段目の太線枠の合計の欄を御覧ください。特別会計の合計は、52億2,326万7,000円でありまして、総計は、一番下の欄に記載しておりますように、1,196億696万5,000円であります。

2つ右の欄に、令和5年度当初予算額からの増減額を示しておりますが、97億4,772万7,000円の増、率にいたしまして、対前年度比108.9%となっております。

続きまして、資料4～5ページを御覧ください。

令和6年度の教育委員会の新規・改善事業等の一覧をお示ししたものであります。

私からの説明は以上であります。令和6年度当初予算における新規・改善重点事業等の詳細につきましては、引き続き担当課長等から説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、最後になりますが、本日は教育振興次長が都合により欠席をさせていただいております。併せてよろしくお願い申し上げます。

○山内委員長 これより2班に分けて、それぞれ議案の説明と質疑を行い、最後に総括質疑を行うことといたしますので御協力をお願いします。

また、歳出予算の説明については、重点事業・新規事業を中心に簡潔明瞭に行い、併せて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いします。

それでは、まず初めに第1班、教育政策課、財務福利課、高校教育課、義務教育課及び特別支援教育課の議案に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○久保教育政策課長 当課の予算を御説明する前に、今回、県で取り組みます日本一挑戦プロジェクトのうち、子ども・若者プロジェクトについて、教育委員会も関連事業がありますので、プロジェクトの概要を御説明いたします。

資料6ページを御覧ください。

子ども・若者プロジェクトでは、各種データが示しますとおり、本県で出生数の減少や未婚化・晩婚化などが進む一方、合計特殊出生率が全国上位という現状を踏まえまして、日本一生み育てやすい県への挑戦として、福祉保健部を中心に教育委員会も連携して取り組むこととしております。

資料7ページを御覧ください。

プロジェクトの中で、教育委員会としましては、資料の右の欄、取組の柱と方向性のところですが、3、「安心して子育てできる教育環境をつくる」としまして、子育て不安につながる教育問題への対応など、教育の充実を図り、育てやすい環境づくりを推進してまいります。

資料8ページを御覧ください。

オレンジのバーが4つありますけれども、上から3つ目について詳しく記載しておりますが、教育的な支援が必要な子供たちを、誰一人取り残すことのない学びの環境の充実や、海外

での活躍など、子供の将来の夢や希望を強く後押しする取組の強化により、様々な環境の子供を支え、夢や希望を後押しする教育環境の整備を進めていくこととしております。

これらを踏まえまして、オレンジのバーの一番下の段の右側になりますが、プロジェクトで取り組む主な事業として、3つの事業を記載しております。

今回、県では日本一挑戦プロジェクトを推進するための基金を設定しておりますが、この3事業は、基金を活用した新規・改善事業になります。

それでは教育政策課の令和6年度当初予算につきまして御説明いたします。

資料9ページになります。

左から2列目、令和6年度当初予算額は、一般会計32億7,357万5,000円をお願いしております。

資料10ページを御覧ください。

上から3段目の(目)事務局費の左から3列目、(事項)職員費でございますが、17億937万8,000円であります。これは、教育委員会事務局職員の人件費であります。

次に、その下の(事項)一般運営費の1億1,211万4,000円であります。これは、本庁及び教育事務所の運営に要する経費であります。

次に、4つ下の(事項)宮崎県公立学校情報機器整備基金事業費の2,463万5,000円です。新規事業「公立学校情報機器整備支援事業」ですが、後ほど御説明いたします。

次に、その下の(事項)教育研修センター費の8,143万4,000円です。これは、教育研修センターの管理運営に要する経費であります。

資料11ページを御覧ください。

(目)社会教育総務費(事項)職員費10億4,018万6,000円。その下(目)保健体育総務費(事項)職員費2億6,367万9,000円であります。これらは、事務局職員のうち、社会教育及び保健体育関係職員の人件費であります。

資料12ページを御覧ください。

新規事業「公立学校情報機器整備支援事業」について御説明いたします。

この事業は、令和5年度補正予算議案で御説明いたしました、宮崎県公立学校情報機器整備基金積立金を財源とした、令和6年度分の新規事業となります。

予算額は、右上にありますとおり2,463万5,000円で、財源は宮崎県公立学校情報機器整備基金になります。

事業の目的ですが、県立学校の義務教育段階及び市町村立学校に整備している1人1台端末等に対して、計画的・効率的な更新等を支援することにより、GIGAスクール構想の着実な推進を図るものでございます。

次に、事業の概要ですが、(1)、事業内容にありますとおり、①、市町村に対する1人1台端末の更新補助としまして、令和6年度は延岡市の525台と美郷町の84台を予定しております。

補助基準額は5万5,000円で、補助率は3分の2となります。

また、②、県立学校の入出力装置の整備では、視線入力装置や点字ディスプレイなど、障がいのある児童生徒が情報機器を活用する際の入出力を支援するための装置の整備を行うこととしております。

(2)、事業の仕組みとしましては、①、市町村の1人1台端末更新補助につきましては、県から市町村に補助する形となりまして、②、

県立学校の入出力装置の整備は県が行います。

(3)、成果指標は、1人1台端末更新を100%としております。

最後に、事業期間は令和6年度から令和10年度の5年間となります。

○畑中財務福利課長 財務福利課の令和6年度当初予算につきまして御説明いたします。

資料13ページを御覧ください。

左から2列目、令和6年度当初予算は、総額103億2,758万7,000円をお願いしております。

予算の内訳は、一段下にあります一般会計が51億432万円、次のページに移りまして、14ページの上から1段目、特別会計が52億2,326万7,000円であります。

資料15ページを御覧ください。一般会計についてであります。

まず、左から3列目、上から2段目の(事項)維持管理費の21億7,297万円であります。これは、県立学校の施設改修や修繕等に要する経費であります。

このうち、一番右の説明及び事業名欄6、「県立学校老朽化対策事業」に9億8,588万円を計上しております。これは、県立学校施設の老朽化対策として、建物劣化を抑制するために、外壁や屋根防水等の改修工事を行うものであります。

次に、上から4段目の(事項)高等学校生徒寮運営費の8,613万8,000円であります。これは、地区生徒寮の運営及び設備整備に要する経費であります。

次に、その2つ下の段の(事項)教職員福利厚生費の8,140万5,000円であります。これは、教職員の定期健康診断やストレスチェック、各種研修・相談事業などの実施に要する経費であ

ります。

資料16ページを御覧ください。

上から2段目の(事項)一般運営費(高等学校)18億2,562万3,000円であります。これは、高等学校などにおける光熱水費や消耗品及び教材教具の整備などの経費であります。

次に、その1つ下の段の(事項)海洋高校実習船費の1億9,508万3,000円であります。これは、海洋高校実習船の運用に要する経費であります。

次に、その2つ下の段の(事項)一般運営費(特別支援学校)3億1,272万1,000円であります。これは、特別支援学校における光熱水費や消耗品及び教材教具の整備などの経費であります。

次に、その1つ下の段の(事項)学校給食運営管理費の2億1,222万1,000円であります。これは、特別支援学校等の給食調理業務委託に要する経費や、給食調理施設の整備に要する経費であります。

次に、一番下の段、(事項)文教施設災害復旧費の9,270万円であります。これは、県立学校施設等の災害復旧に備えるための経費であります。

資料17ページを御覧ください。特別会計についてであります。

まず、県立学校実習事業特別会計につきまして、上から1段目の(事項)高等学校実習費の2億3,107万9,000円であります。これは、農業系の高校7校における農業実習等に要する経費であり、生産実習に必要な備品や材料の購入等を行うものであります。

なお、財源の内訳は、生産物売払い収入などの財産収入や繰越金などであります。

次に、育英資金特別会計につきまして、上から 2 段目の（事項）育英事業費の 49 億 9,218 万 8,000 円であります。

これは、高校生や大学生等に対する育英資金の貸与やその後の返還業務を行うための経費であり、一番右の説明及び事業欄の 1、「育英資金貸与事業」に 4 億 3,556 万 7,000 円を計上しております。

また、5、「育英資金貸付準備金」に 45 億 32 万 3,000 円を計上しております。

これは、国交付の奨学資金の返還に備えて持ち越している準備金であります。準備金は、育英資金の貸付けについて、社会情勢の変化等により、貸与希望者が想定を大幅に上回った場合などに備えるための経費でもあります。

なお、財源の内訳は、繰越金や返還金などの諸収入であります。

○間曾 高校教育課長 高校教育課の令和 6 年度当初予算につきまして御説明をいたします。

資料 18 ページを御覧ください。

左から 2 列目、令和 6 年度当初予算額は、一般会計 35 億 9,117 万 6,000 円をお願いしております。

資料 19 ページを御覧ください。

ページ中ほどの（事項）高等学校就学支援事業費の 27 億 921 万 4,000 円であります。

説明及び事業名欄の 1、「就学支援金」23 億 47 万 4,000 円は、県立高校の生徒へ授業料相当額を支援するため、また、3、「奨学のための給付金」3 億 7,803 万 7,000 円は、授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、世帯の所得に応じて一定額を支援するものであります。

次に、ページ中ほど下の（事項）学力向上推進費の 4 億 1,556 万 4,000 円であります。

資料 21 ページを御覧ください。

改善事業「世界とつながる高校生海外留学支援事業」であります。予算額は 7,182 万 1,000 円であります。

新たに海外ファームステイを追加いたしまして、さらに充実させたいと考えております。

（1）、事業内容、①、高校生海外派遣事業について、海外ファームステイ等実践体験研修を新たに追加しております。

昨年 4 月の G 7 宮崎農業大臣会合では、県内の普通科や専門学科の高校生が、食と農をテーマに提言いたしましたが、このレガシーとして、本県の高校生が海外の農業に触れる機会を創出いたしました。

農業高校だけではなく、他の専門高校や普通科高校の生徒も対象にしており、世界の農業を知ることによって日本との違いに目を向け、探求する姿勢を育成したいと考えております。

本事業では、実際に農家にファームステイして農業体験を行ったり、食品工場や商業施設などを視察して、加工や流通についても学びます。

ファームステイの行き先は、オーストラリアを想定しております。その理由といたしましては、農地面積や栽培・飼育の方法など、我が国と異なる農業の形態に直接触れることができること。加えて、オーストラリアは日本からのファームステイ受入れの実績があり、時差が少なく治安も安定していることが上げられます。

（3）、成果指標であります。全国平均の留学率 1.4% を目標といたしまして、令和 8 年度に高校生の留学者数を事業全体で 400 人にすることにしております。

資料 22 ページを御覧ください。

新規事業「ひなた教育 D X 整備事業」であり

ます。予算額は569万8,000円であります。

事業の目的は、デジタル採点システムを導入することにより、教員の業務改善と効率化・省力化を図るとともに、データを活用したきめ細かな学習支援を実現するものであります。

(1)、事業内容は、デジタル採点システムを、県立高校並びに県立中学校及び中等教育学校の計39校に導入いたします。このシステムの導入により、パソコン上で採点を行い、生徒が自らの学習状況を把握できる個人成績表や、教師が生徒の学習状況を把握できる観点別得点データや成績分析データの作成が可能となります。

さらに、生徒が所有する1人1台端末を活用し、個別に学習データを返却することにより、苦手な単元を客観的に把握するなど、生徒が自ら学習することができるようになります。

また、成績データの分析を基にして、教員が個別の学習面談を行うなど、採点に要する業務時間の削減により、生徒それぞれの習熟に応じた学習支援を実現できるようになります。

(3)、成果指標であります。1つ目は、ICTを活用することで「自ら学ぶようになった」と回答した生徒の割合で、令和4年度調査の66.4%が、令和6年度には75%となることを目指しております。

2つ目は、教員1人が採点に要する業務時間の年間合計で、令和5年度調査の2,055分が、令和6年度には1,430分となることを目指しております。

○田中義務教育課長 義務教育課の令和6年度当初予算につきまして御説明いたします。

資料23ページを御覧ください。

令和6年度当初予算額は、一般会計1億4,807

万円をお願いしております。

資料24ページを御覧ください。

まず、上から2段目の(事項)学力向上推進費が4,255万7,000円であります。

このうち、説明及び事業名欄の1、「未来へつなげ、学びのバトン！みやざきの授業改善推進事業」は2,291万1,000円であります。

本事業は本年度スタートした事業ですが、学校の負担感等を考慮し、取組を精選・集約しております。

各教科の授業を指導教諭等で研究・発信するプロジェクト協議会や、授業づくり研修会、研究の成果を発信するひなたの学びフェス、学力調査等を実施することにより、教職員の授業改善と学校の課題に応じた支援を充実し、児童生徒の学力向上を図るための経費でございます。

(事項)指導者養成費が9,478万9,000円あります。こちらは、教職員の資質向上を図るため、各種研修などを実施するための経費でございます。

主に新規採用教職員の研修である、初期研修に係る会計年度任用職員の人件費となっております。

(事項)研究奨励費424万3,000円あります。

こちらは、循環型社会を実現する環境教育推進事業として、地域の資源や人材を活用した環境教育の推進や、循環型社会の担い手となる児童生徒の育成を図るために、5市町12の学校が研究に取り組む経費でございます。

資料25ページを御覧ください。

改善事業「帰国・外国人児童生徒に対する学習支援事業」について御説明いたします。

高校教育課との合同事業で、国庫補助金と日本一挑戦基金を活用しております。

事業の目的は、帰国・外国人児童生徒の小学校から高校卒業までの指導・支援体制を構築し、学習保障の充実を図ることです。

事業内容①、指導・支援体制の整備につきましては、効果的な指導方針等を検討する運営協議会や、専門性向上のための連絡協議会を設置いたします。

②、日本語指導・支援の充実ににつきましては、県内3地区に専門性を有する日本語指導教員を配置し、市町村が小中学校に配置する日本語教育サポーターへの指導・支援を行います。

高校におきましては、日本語教育指導教員として生活面をサポートするエリア生活サポーターを配置いたします。

事業の仕組みにつきましては、県で実施するものと、県が市町村に補助して実施するものと二通りとなります。

成果指標につきましては、小・中学校段階では、日本語指導が必要な児童生徒が支援を受けている割合を100%とすること、高校段階では、日本語指導を受けた生徒が最終学年に日本語の力の段階ステージ4——日常的なトピックについて理解し、学級活動にある程度参加できるレベル以上となる割合を100%としております。

事業の期間は、令和8年度までの3か年です。

○横山特別支援教育課長 特別支援教育課の令和6年度当初予算につきまして御説明いたします。

資料26ページを御覧ください。

令和6年度当初予算額は、一般会計8億7,521万円をお願いしております。

資料27ページを御覧ください。

(事項) 県立特別支援学校整備費3億10

万1,000円を計上しております。

説明及び事業名欄の2「未来を創る！高等特別支援学校整備事業」に2億7,815万5,000円を計上しております。

これは、高等特別支援学校の整備のため、埋蔵文化財調査や設計・改修工事等を行うものです。

次に、(事項) 特別支援教育振興費に2億1,300万3,000円を計上しております。

説明及び事業名欄の4、「特別支援学校医療的ケア実施事業」に1億3,661万9,000円を計上しております。

これは、特別支援学校において、常時医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する学校に看護師を配置するものです。

次に、(事項) 一般運営費（特別支援学校）に1億8,393万2,000円を計上しております。

これは、特別支援学校において運行しているスクールバスの運行経費や、県有バスの管理費等です。

次に、(事項) 就学奨励費（特別支援学校）に1億7,663万3,000円を計上しております。

これは、特別支援学校に就学する幼児児童生徒の保護者の経済的な負担の軽減を図るために、就学に必要な学用品等の経費を補助するものです。

資料28ページを御覧ください。

「特別支援学校通学環境整備」について御説明いたします。予算は3,097万5,000円を計上しております。

事業の目的でございますが、特別支援学校の通学環境を改善することで、児童生徒及び保護者の負担軽減を図るものです。

事業の概要でございますが、(1)の事業内

容を御覧ください。

①、スクールバス更新に伴う福祉車両の導入では、老朽化により更新時期を迎えている清武せいりゅう支援学校の中型バス1台を、福祉車両4台に更新いたします。車椅子の座席が増えますので、多くの児童生徒がスクールバスを利用できるようになります。

また、更新する福祉車両のうち1台に看護師が同乗し、医療的ケア児専用とすることにより、現在スクールバスを利用できていない医療的ケアが必要な児童生徒が、安全にスクールバスを利用できる通学の在り方を検証してまいります。

②にありますように、児湯るびなす支援学校にスクールバス1便増便し、長時間乗車の解消を行います。

資料29ページを御覧ください。

新規事業「インクルーシブな学校運営モデル事業」について御説明いたします。予算は700万円を計上しており、財源は全額国庫となります。

小林市立東方小・中学校及び県立小林高等学校と県立小林こすもす支援学校間で実践されている障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒との交流及び共同学習について、一緒に教育を受ける指導体制のさらなる充実を目指した実証的な研究を行い、インクルーシブな学校運営モデルを構築するとともに、実践を広く発信することで、障がいの有無にかかわらず、安心して子育てをすることができる教育環境の整備を推進するものであります。

(1)、事業内容であります。①、学校運営モデルの構築にありますとおり、学校運営連携校として小林こすもす支援学校と小林市立東

方小・中学校及び小林高校を指定するとともに、学校運営連携協議会を設置します。

その上で②にありますとおり、カリキュラム・マネージャーという研究の中核となる人材を配置して、交流及び共同学習を発展させた柔軟で新しい事業の在り方の研究や、③、職員の交流事業実施のための体制の構築に取り組んでまいります。

(3)、成果指標であります。①、特別支援学校と東方小・中学校における交流及び共同学習の回数につきまして、令和4年度は16回であったものを、令和8年度には小林高校も含めて52回としたいと考えております。

また、交流及び共同学習の回数や内容が充実することにより、②にありますとおり、各所学校評価の交流関係項目の数値が向上すると考えております。

○唐仁原育英資金室長 資料30ページを御覧ください。

議案第45号「宮崎県育英資金貸与条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の理由であります。育英資金の延滞利息の利率について、日本学生支援機構の延滞金の利率に準じて利率を変更するものであります。

育英資金の延滞利息は、返還が可能なものに対し期限までの返還を促すとともに、期限までに返還しているものとの公平性を保つことを目的に賦課しております。

育英資金事業は本県が自主的・主体的に運営しておりますが、国の高校奨学金事業が平成17年度以降の入学者から各都道府県に移管された経緯から、貸与条件等は、国や他県との均衡に配慮することとしており、そのことから、特に

全国を対象に奨学金を貸与している日本学生支援機構の貸与条件等を目安としております。

2の改正の内容であります、(1)、延滞利息の利率を年5%から年3%に引き下げるものです。

(2)は、改正後の利率の適用についてであります。

平成29年3月31日までに発生した延滞利息については年7.6%、平成29年4月1日から令和6年3月31日までに発生した延滞利息については年5%、施行日以降に発生した延滞利息については年3%が適用されることとなります。

最後に、(3)、施行期日は令和6年4月1日としております。

○山内委員長 執行部の説明が終了しました。議案について質疑はありませんか。

○齊藤委員 資料29ページ、「インクルーシブな学校運営モデル事業」について、700万円の使途は、児童生徒の交通費でしょうか。

○横山特別支援教育課長 700万円の使途ですけれども、一つは子供たちの移動手段の交通費にも充てることを検討しております。

また、カリキュラム・マネージャーの人件費となります。

○齊藤委員 カリキュラム・マネージャーとは、どんな方でしょうか。

○横山特別支援教育課長 カリキュラム・マネージャーは——交流及び共同学習についての実証的な研究を行うのですけれども、その研究において、教育課程の開発や、共に学ぶ授業の実践化など中核となって取り組む人材となっております。

こういった人材を充てるかですけれども、小中学校、高等学校、特別支援学校の交流を進め

る人材になりますので、小中学校、特別支援学校の双方について理解のある人材を検討しているところです。

この事業では、例えば、イベント——交流だけではなくて、教科の授業を通した交流の充実も検討しております。

そういった教科指導における交流及び共同学習についても、自らモデルを示したりしながら推進することができるような人材を検討しているところでございます。

○齊藤委員 資料28ページ、清武せいりゅう支援学校のスクールバス1台を老朽化によって福祉車両4台に更新されるということなんですけれども、具体的に従来のスクールバス1台に乗せられる生徒数から、どのくらい増えていくのでしょうか。あと、乗車時間が短縮されることも想定されていたところですが、具体的に教えてください。

○横山特別支援教育課長 中型バス1台を福祉車両4台に更新することによりまして、車椅子の席が増えるということになります。

これまでの中型バスは、車椅子席が5席しかありませんでした。それが、福祉車両を導入することによって、福祉車両1台に車椅子席が3席ございますので、3席掛ける4台で、5席から12席に増えます。

また、普通席につきましても、中型バスでは普通席が6席になっていたのが、福祉車両では1台につき2席普通席がございますので、2席掛ける4台分で8席に、6席から8席に増えます。

また、スクールバスの増便につきましては、これまで、西都市から各児湯郡内の木城町ですとか川南町ですとかを回って児湯るびなす支援

学校に来ていたスクールバスが約90分かかっておりました。これを1便増便して、新たなコースを設けることによりまして、西都市から90分かかっていました時間を50分に短縮すると考えているところです。

○齊藤委員 清武せいりゅう支援学校について、4台車両が増えることによって乗車時間はどれくらい短縮できるのでしょうか。

○横山特別支援教育課長 清武せいりゅう支援学校の中型バス1台を福祉車両4台に変えることによりまして、これまで中型バス1台が、佐土原から宮崎市内を回って、清武せいりゅう支援学校まで来ていたんですけれども、それが4台に分散されることによりまして、例えば、遠いところからも直接学校に来ることができたり、また、これまで回ってきていたところを2台のバスで分けて運行することから、通学時間の短縮にもつながっております。

○齊藤委員 福祉車両4台中1台に看護師が乗車されて、医療的ケア児の通学支援ということなんですけれども、対象となる児童数は何人でしょうか。

○横山特別支援教育課長 対象とする医療的ケアが必要な幼児、児童生徒につきましては、頻度、程度の低い児童生徒から対象にしたいと考えているところです。

頻度、程度が低いということを具体的に申し上げますと、口腔内または鼻腔内のたんの吸引です。これが1日に5回以内というところを一つの基準として考えているところです。

そういった基準に該当する児童、生徒につきましては、清武せいりゅう支援学校に確認しましたところ現在4名いると聞いております。

○齊藤委員 資料25ページの「帰国・外国人児

童生徒に対する学習支援事業」で、幼少期——早い段階で日本語教育をしていくことによって、その後、日本人とともに一緒に社会形成をするだろうということで、すごくいい取組だと理解しております。

今の時点で支援対象になる児童生徒数はどれくらいでしょうか。

○田中義務教育課長 支援しようとする児童生徒数は8月現在で76名です。

○齊藤委員 この事業を構築する際、先生方から様々な課題等についてヒアリングされていると思うけれども、現時点で、どんな課題等々があるのでしょうか。

○田中義務教育課長 新たに在籍することによって、どのように対応していいかが分からないといった声があります。

また、児童生徒が非常に多言語化しており、現時点で14言語の児童生徒がいるということと国籍も様々であるということです。その国の文化、今までの教育の対応に対して、どのように日本の教育に適応していくのかといったところが非常に難しいとのことでした。

○齊藤委員 資料22ページ、「ひなた教育DX整備事業」ですけれども、この事業の対象になるテストは、どのテストになるのか教えてください。

○間曾高校教育課長 定期テストで一番使われるかと思いますが、例えば、小テストやアンケートとか、いろんなところで使用ができます。

○齊藤委員 そうすると、ほぼ全てがこのシステムへ移行するのでしょうか。

○間曾高校教育課長 そのとおりです。

○日高委員 資料25ページですけれども、児童生徒数76名ということでしたが、これを100%

に持っていくのに、サポーターはどれくらい配置するのでしょうか。

○田中義務教育課長 今、試算しているところですがけれども、これは市町村に御協力いただかないと実現できないということで、これまでは国の加配を活用して配置していたんですけれども、そのやり方では7割しか対応できないため、今回の事業をお願いしています。

市町村が上げてきている数でいきますと、40名程度サポーターが必要という声が届いておりますので、100%にするためには、その程度確保する必要があると認識しています。

○日高委員 この支援事業があることを知ることによって、宮崎県に行こうかなと思うけれども、これらをどのように発信されるか教えてください。

○田中義務教育課長 外国人労働者の雇用拡大が非常に期待されている中で、子供たちが安心して学べる環境をつくるのは非常に大事と捉えています。

外国人のサポートは、国際交流協会等も取組をされていますので、運営協議会、国際交流協会、国際・経済交流課、大学で日本語指導を教える先生を集めた会におきまして本県における日本語教育の在り方を協議しながら、こういう取組をやっていることを発信していきたいと思っております。

○山内副委員長 資料22ページの「ひなた教育DX事業」について伺います。

このシステムは、県独自のシステムでしょうか。また、デジタル採点の流れはどのようなのでしょうか。

○間曾高校教育課長 県独自のシステムかどうかですがけれども、デジタル採点システムのソフ

トウェアがありますので、そちらを活用します。

2点目のデジタル採点の流れですけれども、例えば中間テストを受け、試験が終了しましたら、答案をスキャナで読み込みます。それが全部クラウド上にデータとして上がるんですけれども、それぞれの教科担当は、それを自分のパソコンの中で採点をしていくことになります。

設問ごとにクラス全員分の答えが一遍に見えるということで、例えば、大問1の(1)という問いに対して40人分の回答が全部出てくるような状況になります。教員が正解あるいは不正解をチェックをしていくことになります。そうしますと、色分けされるものですから、例えば正解だったら青、不正解だったら赤になりますので、教員は、子供たちの習熟度が一遍に分かることになります。また、そういう採点は一つ一つしていきますが、終了後は点数の集計も、全部システムで行います。

また、それぞれの個票、子供たちの正解率、クラスの平均点、学校全体の平均点を全てデータとしてできるようになります。これまでは教員が採点をし、エクセル等を使いながら、点数を手入力して分析していた状況があったかと思いますが、そういうデータ分析が全て機械でできることになっております。

○山内副委員長 データ分析ができるのは非常に良いと思います。私は宅習調査とかデータも含めて生徒に個票を出していたこともありましたが、ただ、採点時間の短縮になるのでしょうか。例えば、普通科高校であれば、30クラス近くあり、スキャナで読み込み、スキャナが何台配備されているのかによって、待つ必要がある。そこで、すぐ採点できたものができなくなるのではないかという懸念があります。

あと、ほかの教科は分かりませんが、数学だと1クラス40人を30分～1時間程度で採点できていた感覚があるんですけども、それが3クラス、前半、後半で6クラスと考えると、今、2,000分くらいと思うんですが、これは教科によって違うのかなと思います。スキャナで読み込む時間、データをチェックしていく時間を考えたときに、どれだけ短縮するのかイメージで分かりません。スキャナで読み込む時間、チェックする時間をどれくらいと見込んでいるのか教えてください。

○間曾高校教育課長 スキャナで読み込む時間、チェックする時間、それぞれ個別の時間は把握はしていないところです。今、導入をしておられる学校の先生によりますと、採点に要する時間としては、体感的には半分ぐらいの業務になったと考えておられるとお話を伺いました。

資料22ページの教員が採点に要する業務時間は今年度、本課で研究しまして、既にデジタル採点を導入している学校、そしてまだ導入していない学校を比較しました。紙媒体で採点をされる場合には、1人の教員が1クラス分採点するときに大体411分かかると、デジタル採点をされておられるところでは、約30%減の286分ということで、先生方の体感と、そしてデータからも、随分と業務時間が短縮されることが分かっているところです。

○齊藤委員 これはマークシート型のテストだけで、記述型、論文はできないのでしょうか。

○間曾高校教育課長 全てできます。例えば、ア～エから1つ選びなさいといった選択式のものでありますと、スキャナで読み込んだ時点で、全てもう採点が終了します。

一方、例えば、漢字、化学式等々あった場合には人が必ず見ながらチェックをしていくことが必要となります。また、記述式の問題に対しても、これは対応可能です。1つの画面で設問ごとに子供たちが書いた答えが全て出てきますので、採点をしながら、採点のぶれがなくなっていく。基準を持って採点していくんですけども、子供たちがいろんな答えを書きますので、今までは、一枚一枚採点をしていく中で、確認作業が必要になってきたところが、1つの画面で全て確認できますので、採点のぶれもないというシステムになっております。

これは自動採点システムではなく、採点の支援システムとして使っていると聞いております。

○山内副委員長 記号や数学は自動でされるということでしたけれども、デジタルになることで、採点が早く終わるのか不安があります。全ての先生は、強制的にデジタル対応になるのでしょうか。

○間曾高校教育課長 それぞれの教科の特性等もあろうかと思いますが、お伺いさせていただいた学校では全ての先生が使っておられるということでした。抵抗感など、心配されておられたようですけれども、実際に導入してみたら、非常に業務時間の短縮につながっていることを体感されたようで、全ての先生がお使いになったと聞いております。

○齊藤委員 採点時間が短縮されたことで得られた時間を使って、全体の学力向上に向けて手を打ってください。

○間曾高校教育課長 ありがとうございます。短縮した時間をどう子供たちの学びにつなげていくかを研究をしていきたいと思っています。

○井本委員 やる気になる動機はどうなんだろう。子供たちがどのくらい分かっているのか、進んでいるのか、その参考のため、どのようなことを次に教えればいいのかということをやるために試験をやって、順列をつけるとかではない。

全体の中で順列が出てくるなら、やる気になる子もいるかもしれないけれども、自分を成長させたい思いがあるなら、順番より自分が学ぶことに喜びを感じるやり方がいいと思いますがいかがでしょうか。

○間曾高校教育課長 このデジタル採点では、例えば観点別評価があり、思考力問題、知識問題などあらかじめ設定をしておきますと、デジタル採点をすると、知識は非常に身につけているけれども、思考力問題が苦手な子供たち一人一人の力を把握することができます。クラスや学年の比較もできますけれども、一人一人がどこができていて、どこが苦手となっているのかということが、データで出てくるようになっております。今年度から県教育委員会でひなたの学びを行っておりますので、自分の苦手なところ、できているところに向き合いながら問いを持って学びに向かっていく教育を推進していきたいと考えております。

○前屋敷委員 この結果でどこの理解が進んでいないか個別面談をされると思うけれども、インターネットを通じてやるのでしょうか。そういうのではなくて、直接出た結果をもって、個別に時間を取って面談して相談に応じるのでしょうか。

○間曾高校教育課長 現時点では、対面と申しましょ。うか、教員が子供たちに、例えば、答案を返すときでありましたり、放課後指導のときとか、そういった場面で面談をすることを想定

しているところです。

将来的には、子供たちは1人1台端末を持っておりますので、そういったものを利用しながらの相談、面談等も行われるかもしれませんが、現時点では対面で多く行われております。

○前屋敷委員 対面が困難な場合について本人自身も分かたりする。自ら、そこを理解できるような努力も要るけれども、併せて教員から指導もできるということでしょうか。

○間曾高校教育課長 そのとおりです。

○齊藤委員 資料15ページ、(事項)維持管理費の6、「県立学校老朽化対策事業」で県立高校長寿命化計画について教えてください。

○畑中財務福利課長 建物は大体80年を一つの基準といいますか、長寿命化の指標として定めております。

学校施設の個別施設計画を策定しておりまして、令和3年度から10年間で約180億円の予算を試算をしているということで、施設改修の予算を確保して、改修を進めて長寿命化を図っていくところです。

具体的には施設の外壁、屋根防水、あと体育館の床、プール改修も含みますけれども、個別施設計画につきましては、エアコンの設置まで含めて計画をしているところです。

○齊藤委員 県立高校の水道管が老朽化し、破裂して水漏れをしたことを聞いたことがありますが、実態としてどうでしょうか。

○畑中財務福利課長 学校によって状況は変わると思うんですけども、施設自体が古い状況もありますので、水道管についても老朽化はあるかと思います。

各学校において安全点検を毎年行いますの

で、状況を把握しまして、優先順位をつけて改修を進めることで行っているところです。

○前屋敷委員 資料17ページ、「育英資金貸与事業」について、現在、何名分なのでしょうか。また、昨年度と比較すると予算額も減っているけれども、その理由を教えてください。

○唐仁原育英資金室長 資料15ページ、「育英資金貸与事業」に要する経費につきましては、これは平成14年3月に貸与を終了しました地域改善対策特定事業による奨学金の返還金について、前々年度、令和6年度でしたら令和4年度の返還実績額の3分の2を国に返還するための予算です。

育英資金は、令和5年度において、1,012人に貸与しております。令和4年度と比較しますと、191人減になっております。

○前屋敷委員 191人減は、何か理由があるのでしょうか。

○唐仁原育英資金室長 貸与者のうち、高校生等が令和5年度において925人でありまして、令和4年度と比較しまして高校生等が189人減ということで、減数したほとんどが高校生等の貸与になります。

要因は、進学者数の減少はもとより、高等学校等就学支援金等の給付事業の充実による貸与事業の縮小化が主な要因ではないかと捉えております。

○前屋敷委員 資料19ページ、(事項)一般運営費の「教育庁パソコンリース」ですけれども、これは何台分で、このリースを利用するのは職員、生徒どちらでしょうか。

○間曾高校教育課長 教職員が使うパソコンのリースです。台数は、約3,400台の予算になります。

○前屋敷委員 昨年度と比較して若干予算が落ちていますが、教職員が減りリースが少なくなったということでしょうか。

○間曾高校教育課長 こちらにつきましては、平成29年導入パソコンの更新を考えておりまして、先ほど3,400台と申しましたが、来年度、更新をさせていただく予定のものは430台と考えているところでございます。

○前屋敷委員 高校生の就学支援金は、授業料の支援ということでしたが、この授業料支援には基準はあるのでしょうか。また、対象者はどのように設定されているのでしょうか。

○間曾高校教育課長 就学支援につきましては、県立高等学校等に通う生徒のうち、保護者の年収が910万円程度未満の生徒に対して、授業料相当額を支援するものです。積算時点では、全日制が1万9,200人、定時制が510人、通信制650人で積算しております。

令和5年度の実績見込みですけれども、就学支援金は、全日制が1万6,165人、定時制が426人、通信制690人になっているところです。

○前屋敷委員 「学び直しへの支援」とは具体的にはどういうことでしょうか。

○間曾高校教育課長 「学び直しへの支援」は、例えば、高等学校等を中途退学された生徒が、再び高等学校に入学して学び直したい場合に支給をするものです。

○前屋敷委員 「奨学のための給付金」ですが、人数を教えてください。

○間曾高校教育課長 令和6年度当初で積算しておりますが、支給人数が3,017名です。

第1子、第2子、生活保護世帯とか条件がありますけれども、例えば、第1子でしたら、令和5年度の実績は1,482名、第2子が898名、そ

して生活保護世帯の生業扶助が113名です。

○山内委員長 資料15ページ、「県立学校老朽化対策事業」ですけれども、県立高校の受験状況など拝見していると、人気、進学校であっても、定員よりも受験申込者数が少ない状況も見受けられたと思うんですけれども、例えば、今後さらに子供たちの数も減っていく、各校も地域によっては生徒数が減っている状況もあります。そのような中で、今後どのように整備をしていくのか、長期的な視点が必要になってくると思うので、そういった部分をどのように考えているのでしょうか。

あと、プールについて、維持管理が非常にお金がかかるということで、そこの存続についても検討がなされているという他県の話もあったりするんですけれども、今後の老朽化対策の整備の考え方を確認させてください。

○畑中財務福利課長 施設ですが、生徒の人員が減っている状況はございますけれども、私どもは、学校の状況を毎年確認させていただきながら、その学校で、どの部分の改修が必要なのかを精選させていただきながら改修をするところです。

あと、人員削減していったって、廃校にするとかは想定しておりませんので、今ある現状の中で、改修の優先順位をつけながら対応していくことを考えているところです。

もう一つのプールですけれども、現在、具体的な対応策は考えておりません。老朽化も進んでいますし使用頻度の問題等もありますので、他県の状況も参考にしながら今後検討を進めていきたいところです。

○山内委員長 優先順位をつけて、必要な部分から、対応いただいているということがよく分

かりました。

長期的な整備計画も、資金確保の点から必要な視点だと思いますので、そういった方針についてもまた今後御検討いただきたいと思います。

○黒木教育長 教育委員会としましては、高等学校の整備方針を令和10年度まで発表しております。今のところ令和10年度までは学級を減じることにはあるけれども、学級数を応分に減じていくということは都度考えなくてはいけないとしていますが、基本的に学校は維持すると発表しております。

今後のことにつきましては、令和6年度末に見直しを図ることになっております。まだ中期的ですけれども、この方針を発表したときには、令和10年度までは現体制を維持すると考えております。

学校はひさしが落ちたり、子供たちに危ないことがありますので、優先順位を上げながら財務福利課にお願いをして、現状、子供がいる以上は、危ないところには手を入れてもらうことをさせていただいております。

プールも学びの場としては非常に大事という方もたくさんいらっしゃいます。一方で事故も心配ですので、配慮も必要ということで施設として手を入れるところは手を入れるようにさせていただいているところです。

方針としては令和10年度まで現状維持する形で出しております。

○山内委員長 私も、削減したほうがいいとか、そういう意図では決してありません。必要でしたらどういった理由で必要なのか、不要なのであればどういった理由で不要なのかも含めて、調査研究もした上で、また今後、丁寧に、引き続き御検討いただきたいと思います。

○山内副委員長 既にプールを使っていない学校があると思いますが、県内にどれぐらいあるのでしょうか。

また、今、教育において必要という声もあったということですが、なぜそこだけそのままなのか教えてください。

○畑中財務福利課長 今、プールの活用状況は把握しておりません。後ほど、また調べて御報告したいと思います。

○木宮スポーツ振興課長 県立高校でプールを活用していない学校が2校、都城泉ヶ丘高校と高城高校がごございます。いずれも老朽化が著しくて使えない状況です。

ただ、学習指導要領で、中学校1～2年生は水泳の授業を必ずやらないといけない。そして、中学3年生と高校では、選択の一つの領域としてあります。

本県は温暖な気候ということもありますし、以前は教員採用試験に水泳の実技を設けていたということもありますので、事故等に対する対応、安全意識、命を守る観点から大事な領域だと捉えて、できるだけ生徒が選択できるように配慮してもらっているところではあります。

例えば、都城泉ヶ丘高校はプールはありませんが、中学生は、近くのスイミングスクールのプールを活用して実施しております。高校生は、選択できるように、例えば、3年生のある時期、全員ではないけれども、希望する生徒が受けられるように、年間指導計画の中で工夫をして入れてもらうように指導しているところです。

○山内副委員長 今のは中学3年生についても選択できるということでしょうか。

○木宮スポーツ振興課長 中学1～2年生は必ず水泳の授業をやらないといけない領域になっ

ております。中学3年生、それから高校生については選択の中の一領域なので、やらない場合も想定されるということでございます。

○山内副委員長 都城泉ヶ丘高校の場合、プールが使えなくなって10数年は経過していると思いますが、高校では選択できない状態ですよね。教育的に必要な話もあったところですが、教員採用試験で水泳はなくなる中で、改修費用、維持費用の割合に対して教育的に意義がそこまで高くないということで、都城泉ヶ丘高校だけないと思ったりします。

ほかの高校においても、老朽化した場合、そのようになっていく部分があるんですが、水泳の在り方、高校側としてどうしたいのか、重みによって、整備、廃止していくのかになっていくと思います。ここ10年もない状態を考えると、行政はプール授業はそこまで必要性がない、都城市の人たちはそう思っているところはあるんですが、いかが考えているのでしょうか。

○木宮スポーツ振興課長 水泳授業の重要性といますか。本県は非常に温暖な気候で、水に触れる機会というのは非常に多いと考えております。

学習指導要領の中で中学1～2年生以外は必修ではありませんので、全員受けなさいということはできないと思いますけれども、できるだけそういう機会が設けられるように選択領域の中に入れるとか、その場合には、もし都城泉ヶ丘高校みたいにプールがないところは中学生と同じように近隣のスイミングクラブ施設を利用するとか、対応を取っていかなければいけないと考えております。

水泳の領域に命を守る部分——例えば、救急処置、救命措置を保健と関連させながら指導す

となっておりますので、実際に泳ぐ場面がなくても、指導していく必要があると考えております。

○前屋敷委員 資料15ページ、「冷房施設整備事業費」の補助の負担割合はその整備事業の規模によって変わってくるのでしょうか。

○畑中財務福利課長 冷房施設は、学校の場所が、例えば新富町の辺りとかになりますと自衛隊関係で補助がつくこともあります。あと、事業内容によって国の予算で比率が違うこともありますので、国の負担割合が変わってきている状況がございます。

○前屋敷委員 事業の中身によって負担割合が変わるということですね。

冷房施設は、全ての学校で整っている状況ですか。今の状態を教えてください。

○畑中財務福利課長 冷房施設は、普通教室につきましては100%整備しているんですけれども、特別教室、あと、避難所関係で体育館とか、そういったところがまだ100%まで至っておりません。こちらにつきましては、今後進めていきたいと考えているところでございます。

○前屋敷委員 体育館が出ましたけれども、現段階で体育館は何割ぐらい整備されていますか。

○畑中財務福利課長 体育館のエアコンにつきましては、今現在、体育館ではないですけれども、体育館に準ずる施設として、県立学校では1校だけ整備しているところがございますが、今議会で、避難所に対しての支援ということで危機管理局で整備を進めている段階でありまして、スポットクーラー、発電機、そういった整備を避難所については進めるということで予算を計上させていただいております。エアコンの

設置ではないですけれども、避難所対策でスポットクーラーへの対策が進んでいる現状です。

○齊藤委員 資料21ページ、「世界とつながる高校生海外留学支援事業」で、海外ファームステイ等実践体験研修では、1人約35万円補助をして、自己負担が約10万円になるという説明だったんですけれども、具体的にこの10名がオーストラリアの農場に一緒に入って生活しながら体験研修をして、先生も同行するのでしょうか。

○間曾高校教育課長 10名を3人もしくは4人のグループにして、現地のエージェントと情報共有をしながら各農家にお邪魔をさせていただくことを考えております。

10日間ぐらいを考えておりますけれども、その中で4日程度ファームステイをさせていただいて、残りの日程は、例えば、流通施設、商業施設の見学、加工、販売とか、食と農は切り離せないので、トータルで学んでいただこうと考えているところです。

○齊藤委員 この事業を通じて、未来の本県の農業を支えてくれるとか——畜産、施設園芸、そんな子たちが誕生してくれるきっかけになると、わくわくしています。

それから、先ほど、教育政策課で人件費の説明があったんですけれども、県立学校の先生の数と人件費、義務教育の先生の数と人件費を教えてください。

○久保教育政策課長 教育政策課で説明した人件費は、学校ではなくて、教育委員会事務局の職員の人件費になっております。

また、そういった高校等の人件費については、2班のほうの、教職員課になると思います。

○井本委員 私はオーストラリア、アメリカの農業も見てきたけれども、スケールが違います。私は、宮崎県の農業に参考になる感じはしない。オランダ、デンマークとかが、日本に近い農業をやっているので勉強になると考えています。費用がかかるから、できないのでしょうか。

○間曾高校教育課長 派遣先につきましては、いろいろと検討をさせていただいたところであります。日本と近い形の農業をしている国に派遣をするでありますとか、今回G7のレガシーで考えておりましたので、G7国に行かせてあげたいと模索させていただいたところですが、高校生の受入れの実績があるのがオーストラリア、オセアニアで、今回はオーストラリアに派遣をさせていただこうと思っております。

今御指摘いただいた考え方ですが、一つは農業の技術者を育てるという目的ではなくて、日本と全く違う農業の在り方を勉強して、日本と何が違うのか、そういったところに興味、関心を持って日本に帰ってきて、日本の農業に生かせるところはないかとか、違いはどうだとか探究的な学びにつなげていきたいと考えているところです。

○山内副委員長 「世界とつながる高校生海外留学支援事業」ですが、成果指標として令和8年には400人まで増やしていきたいことが分かれますが、この事業がなくなっても増えていく仕組みになっていないといけないと思います。この事業の目的が、将来地元で活躍し、宮崎から世界へ挑戦するグローバル人材の育成となると、この成果指標としては、留学した人数ではなくて、留学した人の中から宮崎県に何人戻ってきたのか、そして、世界とのつながりをもっ

て活躍されている人が何人出てきたのかという長期的な成果も必要だと思うけれども、どのように考えているのか教えてください。

○間曾高校教育課長 成果指標につきましては、3年間の事業で、400人を出させていただいたところです。

持続的に宮崎県から海外に留学する子供たちを増やしていきたい気持ちであります。

6月補正でお認めいただいた事業をもちまして、今も子供たちが海外に4か所行っておりますけれども、その子供たちが帰ってきて、例えば、ひなたグローバルキャンプを夏に行いますが、そこで中学生や高校生に参加してもらって、自分の留学体験を話してもらったり、3月に開催予定の留学支援フェアに、中学生や高校生、保護者に参加いただきまして、今回派遣した子供たちの体験談を話してもらうことを考えております。この事業を基に広げていきたいと考えております。

また、成果指標の在り方については、私どもは県内就職を進めていきたいと考えておりますので、戻ってきてほしい気持ちもありますけれども、一方で、世界で活躍して、そこから宮崎県を応援してくれたり、将来的に、大学を卒業して戻ってきて、宮崎県で活躍してくれる人材育成をしていきたいと考えてます。

○井本委員 世界とつながることで既製品のやり方というのでもいいんだろうけれども、私は、若い頃に、自分たちで計画を決めて主体的に動くほうが効果的だと考えている。そのほうがたくましい人間がつかれる気がするので、そんな事業も将来的に考えてほしいです。

○間曾高校教育課長 今回の事業は、きっかけであると考えているところです。今回もプログ

ラムがある程度決まった派遣留学でしたけれども、その中でも参加する子供たちには、出発前に3度集まっていたいただいて、それぞれの探求的なテーマを持ってお互いに共有して派遣していきます。

今後の事業につきましても、しっかりと考えていきたいと思っております。

○黒木教育長 今、委員御指摘いただいたところは、非常に大事なところだと思っております。

事業内容の①のポツの3つ目でございます。100人ほど10万円の補助、あと国費6万円上乗せできるのが40人あります。これは、基本的には自前で行かせようということで、ここに提案させてもらっております。ただ、全部が自前というのは難しいので、既成品の中に乗って行って、それでその分の補助になると思うんですが、ここは基本的には自前で行かせようというような話をしながら、遠いところになると足りないんですけれども、国も6万円の上乗せがあるもんですから、今から広がっていくと思っております。

○井本委員 子ども・若者プロジェクトですけれども、合計特殊出生率が1.63で全国2位ですからね。フランス、イギリスとか2.0をもう既に超えている、少子化対策に成功しています。

OECDでも、日本の教育費に使うお金は最低です。日本の福祉は、人生後半の福祉です。日本の投資から見ると、年寄りに投資して、若者に投資していない。だから、結局失われた30年の原因ではないのかという人もいます。私もそう思うので、教育費にお金を注いで、本当に日本一を目指すなら、宮崎モデルをつくって、2.0を超えるぐらい、そういうことをやってもいい気がするけれども、この予算は全部合わせてO

ECD並みの予算になるのでしょうか。これは全部県単独予算でしょうか。

○久保教育政策課長 知事の日本一プロジェクトに関しては、30億円の基金——子ども・若者プロジェクトだけで30億円ではなくて、3つのプロジェクトで30億円の予算を確保しております。

教育委員会がやる事業は、国庫補助金も活用いたしますが、例えば、資料8ページにある3つの事業、右に書いてある事業につきましては、国庫補助以外の部分は基金——県単の予算を活用してやっているところです。

○井本委員 県単で全部ということですか。

○久保教育政策課長 基金自体が県単でつくっているところがあるので、そこを国庫補助以外の部分に充てているということです。

○山内副委員長 資料12ページ、「公立学校情報機器整備支援事業」ですが、②、入出力装置の整備——視線入力装置、点字ディスプレイ等ですが、特別支援学校に導入するのでしょうか。また、校種と何台導入するのか教えてください。

○久保教育政策課長 この入出力装置は、県立学校に限っているものではないですけれども、来年度分は需要調査をしたときに県立学校から上がってきております。特別支援学校6校から、必要がありますということで上がってきておまして、6学校で17品目、80個程度の備品の購入予定をしているところです。

○山内委員長 それでは、以上で、教育政策課、財務福利課、高校教育課、義務教育課及び特別支援教育課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時38分休憩

午後1時5分再開

○山内委員長 委員会を再開いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

続きまして、第2班、教職員課、生涯学習課、スポーツ振興課、文化財課及び人権同和教育課の審査を行います。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。議案に関する説明を求めます。

○大山教職員課長 教職員課の令和6年度当初予算につきまして御説明いたします。

資料31ページを御覧ください。

令和6年度当初予算額は、一般会計958億1,351万8,000円をお願いしております。

資料32ページを御覧ください。

(事項)教職員人事費、13億2,696万6,000円を計上しております。説明及び事業名の欄の2、「学校会計年度任用職員の配置に要する経費」は、会計年度任用職員の報酬等の経費として11億8,735万9,000円を計上しております。

3、「スクール・サポート・スタッフ配置事業」は、市町村立小中学校への配置に対する補助金として、9,120万円を計上しております。

(事項)退職手当費は、教職員の退職手当の支給に要する経費といたしまして、96億2,897万3,000円を計上しております。

学校種ごとの職員費及び旅費ですが、いずれも教職員に係る給与や職員手当、旅費であります。

(目)教職員費は2つありますが、上の段は小学校費であります。(事項)職員費は341億6,442万9,000円を、その下(事項)旅費は1億4,658万8,000円を計上しております。

2つ目の(目)教職員費は中学校費であります。(事項)職員費は226億8,240万9,000円を、その下(事項)旅費は1億4,923万8,000円を計上しております。

資料33ページを御覧ください。

(目)高等学校総務費であります。(事項)職員費は188億1,483万6,000円を、その下(事項)旅費は1億8,402万1,000円を計上しております。

最後の(目)特別支援学校費であります。(事項)職員費は86億5,702万7,000円を、その下の(事項)旅費は5,112万7,000円を計上しております。

資料34ページを御覧ください。

スクール・サポート・スタッフは、学校における働き方改革を推進する上でも大変重要でありますことから、令和5年度は、県内全ての市町村の小中学校152校に、併任も含めて122名を配置しております。

これまでのスクール・サポート・スタッフの拡充によりまして、教職員の時間外業務時間の縮減や児童生徒と向き合う時間の確保につながるなどの大きな効果があったと認識をしております。また、国におきましても、スクール・サポート・スタッフの活用による働き方改革の加速化を目指しております。

今後も引き続き、配置効果やニーズに関して、市町村と情報を共有するとともに、さらなる配置拡充に向けまして、国に要望するなど、教職員の負担軽減に取り組んでまいります。

次に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、複雑化・多様化している学校における生徒指導上の課題に対応していくため、子供の教育を複数の専門スタッフが共に

担っていくという「チーム学校」の考えのもと、現在、スクールカウンセラーは県で53名を雇用し、スクールソーシャルワーカーは県で8名、県の補助金を活用し市町村で13名、計21名を雇用し、配置・派遣をしています。

現在、1名が複数の学校を担当することで、県内の全公立小・中・高等学校の事案に対応しているところではありますが、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見、早期解決の推進が一層求められており、配置拡充を求める声は大きくなっており、このことから、令和6年度当初予算案にスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー配置拡充に係る関連予算を計上しております。

今後は、スクールカウンセラーの全公立学校への配置やスクールソーシャルワーカーの市町村雇用を含めた増員により、学校のサポート体制のさらなる充実を目指して取り組んでまいります。

なお、先ほど申し上げましたスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充に係る関連予算につきましては、新規事業「不登校等対策強化事業」で計上しておりますので、所管課の人権同和教育課長から後ほど説明いたします。

○猪野生涯学習課長 生涯学習課の令和6年度当初予算につきまして御説明いたします。

資料35ページを御覧ください。

令和6年度当初予算額は、一般会計10億1,260万3,000円をお願いしております。

資料36ページを御覧ください。

(事項) 成人青少年教育費6,850万8,000円です。説明及び事業名欄の6、改善事業、「地域と学校の連携・協働「絆」体制構築事業」

に4,907万9,000円を計上しております。これは、持続可能な地域づくりを目指すとともに、地域の未来を支える人材を育成するため、国の補助金を活用して、コミュニティー・スクールと地域学校協働本部が一体的に機能する体制を全県下に整備・確立し、地域と学校が連携・協働した活動の推進を図るものです。

事業内容は、地域学校協働活動に係る市町村への補助金となっております。また、一体的推進に関する協議会や人材育成を図る研修会を実施します。

次に、(事項) 図書館費の2億4,476万6,000円です。説明及び事業名欄の3、「県立図書館老朽化対策事業」に1億5,754万2,000円を計上しております。これは、受変電設備改修工事等を行うものであります。

資料37ページを御覧ください。

(事項) 図書館サービス推進費2億962万9,000円です。説明及び事業名欄の2、「図書館サービス費」に1億579万円を計上しております。これは、主に、図書館サービス等に要するシステムのリース料や会計年度任用職員の人件費などです。

(事項) 美術館費の3億7,734万5,000円です。説明及び事業名欄の4、「県立美術館老朽化対策事業」に1億6,123万7,000円を計上しております。これは、空調設備改修工事等を行うものであります。

資料38ページを御覧ください。

新規事業「みやざき読書アンバサダープロジェクト」です。

予算費は100万円で、全額一般財源であります。

みやざき読書アンバサダーとは、本県の読書

活動推進に係る事業の周知・広報に協力していただく方であり、歌手の米良美一さんを初代のみやざき読書アンバサダーとしてお願いしているところです。

本事業の目的は、みやざき読書アンバサダーと協働した活動を展開することにより、県民の読書への関心を高め、「読書県みやざき」のさらなる推進を図るものであります。

次に、事業の概要ですが、(1)、事業内容につきましては、①、みやざき読書アンバサダーによる「読み聞かせコンサート」を実施します。西都市民会館館長の米良さんは、既に市内の学校や保育園等で「読み聞かせコンサート」を行っている実績もあり、そのコンサートの実施範囲を広げ、県内2か所で実施するものであります。

コンサートの実施場所、方法等につきましては、今後検討してまいります。

②、米良さんと読書活動に取り組む県民がコラボしたPR動画を作成し、「読書県みやざき」のさらなる周知を図ってまいります。

(3)、成果指標は、本や雑誌、新聞、電子書籍等を含め、1日30分以上読書をしている県民を、過去5年間の最高値から約2%上乗せした55%として設定しています。また、PR動画につきましては、県公式チャンネル等を参考にし、再生回数年1,000回を成果指標としています。

資料39ページを御覧ください。

新規事業「電子図書館サービス拡充事業」であります。

予算額は5,338万6,000円です。国庫及び宮崎再生基金を活用いたします。

本事業の目的は、新たな電子書籍の導入による利用者サービスの提供と拡充及び本県の貴重

資料のデジタル化と、その利用促進を図ることにより、読書県みやざきづくりを推進するものであります。

次に、事業の概要の(1)、事業内容につきましては、①、電子書籍サービス事業として、子供や大人の学びに役立つ約4,000点の電子書籍を収集・提供し、学習環境を充実するものであります。

電子書籍の導入により、県立図書館から離れている地域への居住、図書館の開館時間に仕事があつたりすることで、県立図書館を利用することができなかった県民の方が、距離や時間に関係なく、図書館の図書を利用することができるようになり、利便性の向上が期待できます。

また、これまで紙媒体の書籍を読むことに困難を抱える高齢者や障害者が、電子書籍の文字拡大機能や音声読み上げ機能等の活用により、年齢や障がいの有無に関係なく、読書を楽しむことができるようになるなど、読書バリアフリーの面からも効果が期待できます。

次に、②、宮崎の宝デジタル化事業として、昭和40～50年頃の本県の様子を撮影した貴重な16ミリフィルムの経年劣化を防ぎ、郷土資料のデジタル化に向けた取組を行うものであります。

また、県立図書館の館長でありました作家、中村地平氏の資料や日向地誌などの郷土資料をデジタルアーカイブとして公開するものです。

(3)、成果指標としましては、既に電子書籍を導入している本県と同規模である他県の先行事例を参考に算出し、令和7年度の電子書籍閲覧件数を1万800件としています。

また、宮崎の宝デジタル化事業の成果指標につきましては、県立図書館ホームページにおけ

るデジタルアーカイブのアクセス件数を令和 4 年度の実績に約 20% 上乘せし、2,900 件とします。

○木宮スポーツ振興課長 スポーツ振興課の令和 6 年度当初予算につきまして御説明いたします。

資料 40 ページを御覧ください。

令和 6 年度当初予算額は一般会計 34 億 1,254 万 2,000 円をお願いしております。

資料 41 ページを御覧ください。

(事項) 学校体育指導費 1 億 6,231 万 6,000 円です。説明及び事業名欄 2、「部活動改革推進事業」は、公立中学校及び県立学校の部活動指導員配置等に要する経費であります。

4、改善事業、「部活動地域移行環境整備事業」は、公立中学校の休日の部活動の段階的な地域移行と、地域におけるスポーツ・文化環境の一体的な整備を行うことで、子供たちがスポーツや文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、学校の働き方改革を推進し、教育の質の向上を図るものであります。

(事項) スポーツ施設管理費の 4 億 659 万 9,000 円です。説明及び事業名欄 1「施設管理運営費（指定管理者）」は、県総合運動公園有料公園施設、新宮崎県体育館等の管理運営を指定管理者へ委託するために必要な経費であります。

資料 42 ページを御覧ください。

(事項) 学校安全推進費、1 億 9,327 万 1,000 円です。これは、学校管理下で児童生徒が病気やけがを負ったときなど、医療費給付等を行うために要する経費であります。

(事項) 競技力向上推進事業、24 億 2,356 万 4,000 円です。これは、宮崎国スポで

の天皇杯獲得を目指した選手強化、施設整備等に要する経費であります。

(事項) 宮崎県スポーツ推進基金の 1,303 万 2,000 円です。説明及び事業名欄 2、

(1)、改善事業「スポーツで健康・体力・生きがいがづくり事業」は、県民それぞれが自分に合った方法でスポーツに親しむことができるよう、スポーツを通じた健康・体力・生きがいがづくりを行う環境を整備することで、県民のスポーツ実施率の向上を図るものであります。

○長友文化財課長 文化財課の令和 6 年度当初予算につきまして御説明いたします。

資料 44 ページを御覧ください。

令和 6 年度当初予算額は一般会計 7 億 9,430 万 6,000 円をお願いしております。

資料 45 ページを御覧ください。

(事項) 文化財保護顕彰費 7,156 万 3,000 円です。説明及び事業名の欄 7 の改善事業、「みやざきの民俗芸能保存継承事業」に 782 万 3,000 円を計上しております。

この事業は、神楽など民俗芸能の調査研究や映像記録作成と補助金による伝承活動の支援等を行うものであります。

(事項) 埋蔵文化財保護対策費の 9,058 万 8,000 円です。説明及び事業名の欄 3 の「埋蔵文化財発掘調査」に 7,622 万 5,000 円を計上しております。

この事業は、国土交通省等から委託を受け、発掘調査や報告書の作成を行うものであります。

(事項) 埋蔵文化財センター費の 8,144 万 8,000 円です。主なものとしましては、説明及び事業名の欄 6「埋蔵文化財センター老朽化対策事業」に 3,862 万 9,000 円を計上しております。

これは、埋蔵文化財センター分館の空調設備の新設と改修工事を行うものであります。

次に、資料46ページを御覧ください。

(事項) 博物館費の2億5,200万2,000円であります。説明及び事業名の欄4「総合博物館老朽化対策事業」に8,123万2,000円を計上しております。これは、総合博物館の屋根防水工事を行うものであります。

次に、(事項) 博物館教育普及費の8,768万6,000円であります。説明及び事業名の欄3の新規事業「みやはくデジタルミュージアム構築事業」に7,000万円を計上しております。この事業につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、下から2段目の(事項) 考古博物館教育普及費の3,060万3,000円であります。説明及び事業名の欄3の新規事業「西都原考古博物館開館20周年記念事業」に660万5,000円を計上しております。この事業につきましても、後ほど御説明いたします。

続きまして、新規事業について御説明いたします。

資料47ページを御覧ください。

新規事業「みやはくデジタルミュージアム構築事業」であります。

予算額は7,000万円で、財源は国庫と宮崎再生基金であります。

まず、事業の目的ですが、県総合博物館に最新の技術を活用したデジタルミュージアムを構築することにより、宮崎の自然や歴史に対する県民の関心を高めるとともに、コロナ禍等からの再生に向け、さらなる地域の活力向上や観光振興へ寄与することにあります。

(1)、事業内容ですが、2つの事業を計画

しております。①、みやはくウォールミュージアムについて、資料48ページに参考で写真を添付しておりますので、御覧ください。

右側は、北九州市科学館の写真ですが、このような大型壁面スクリーンを総合博物館に設置し、手をかざすなどのアクションをすることで、映像が変化したり、画像が切り替わったりするコンテンツを投映するものです。

また、映像などで地域の博物館や観光地の魅力を発信するデジタルマップを制作し、館内だけでなく、例えば、宮崎国スポ・障スポ大会の会場など県内のイベント等での活用も図っていきます。

資料47ページにお戻りください。

②、みやはくバーチャルミュージアムは、VR技術を活用して、博物館の展示室を仮想空間に再現し、タブレットやスマートフォンなどでの閲覧を可能にします。また、これらを学校の学習や移動博物館などでの活用を予定しております。

(3)の成果指標としまして、令和4年度の入館者数が約15万人であります、令和6年度は18万人を目指してまいります。

次に、資料49ページを御覧ください。

新規事業「西都原考古博物館開館20周年記念事業」について御説明します。

予算額は660万5,000円で、財源は国庫と一般財源です。

まず、事業の目的ですが、令和6年度に西都原考古博物館が開館20周年を迎えることから、記念イベントの開催や展示室の一部リニューアル等を行い、西都原考古博物館のさらなる魅力向上を図るものであります。

(1)、事業内容ですが、①～③を計画して

おります。

①、地元等と連携した開館20周年記念イベントの開催と、新聞、雑誌、ホームページやSNS等を使った開館20周年記念展示会等の情報発信を行います。

②、来館者から要望がありますことから、西都原古墳群に特化した展示コーナーを新設するものです。

③、西都原古墳群には、右下に参考で添付している有名な船形埴輪があり、その後の調査研究により、その上の写真のような第2の船形埴輪の存在が確認されましたので、今回その埴輪の復元や関連するイベントを開催するものです。

(3)、成果指標としまして、この事業を実施することにより、入館者数が年間8万人になるように取り組んでまいります。

○永井人権同和教育課長 人権同和教育課の令和6年度当初予算につきまして、御説明いたします。

資料50ページを御覧ください。

令和6年度当初予算額は、一般会計3億5,837万8,000円をお願いしております。

資料51ページを御覧ください。

(事項) 人権教育総合企画費の950万7,000円です。説明及び事業名の欄の1の(1)「人権啓発資料作成事業」は、児童生徒が学校や家庭において人権尊重の大切さについて学ぶための資料を作成するものです。

次に、その下の(2)、「みやぎの「子どものいのちと人権」を守る推進事業」ですが、これは、子供たちにSOSの出し方を教えるとともに、教職員が子供のSOSを受け止め、適切な支援につなぐための資質向上を図った

り、人権課題に対する実践的研究を推進したりすることで、学校におけるいのちを大切にする教育と人権教育の充実を図るものであります。

(事項) 生徒健全育成費3億3,783万8,000円です。説明及び事業名の欄5の「みやぎの子どもを支える問題解決支援事業」は、学校での様々な生徒指導上の課題に対応するために、電話相談窓口やSNSによる相談事業などを実施し、いじめの未然防止や不登校児童生徒の対応の充実を図るものであります。

次に、6、改善事業「学校のトラブルに対する法的対応力強化事業」は、学校で起こり得る様々なトラブル等に対応するため、教職員や児童生徒等を対象に、弁護士等による研修会や弁護士への相談及び出前授業を実施することで、法的側面からのトラブル未然防止や対応力の向上を図るものであります。

(事項) 学校安全推進費が933万3,000円です。説明及び事業名の欄の4、「学校と地域がつながる安全教育推進事業」は、学校安全教育推進のためのモデル地域を指定し、防災教育などに関する実践的な研究及び普及を地域、関係機関、専門家等と連携を図りながら実践するものであります。

資料52ページを御覧ください。

新規事業「不登校等対策強化事業」であります。

予算額は3億604万4,000円です。

事業の目的は、学校における生徒指導上の諸課題の一つである不登校対策の体制構築を中心に、児童生徒の健全育成を図るものであります。

次に、事業の概要についてであります。

(1)の事業内容についてですが、本事業における取組は2つあります。

まず1点目は、①、学校への専門家の配置です。既に心理の専門家であるスクールカウンセラーと福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置・派遣しておりますが、学校における諸課題の低年齢化への対応や小中学校間の支援の連携を図るため、小学校への配置人数を大幅に増員するなど、相談体制を一層強化することで、不登校の未然防止や早期対応の充実を目指すこととしております。

具体的には、スクールカウンセラーは、小学校から高等学校まで県内の全公立学校に、学校規模等に応じて、週当たり2～8時間程度の配置を予定しております。

また、スクールソーシャルワーカーは、各教育事務所に本年度の2倍程度配置するとともに、新たに県立学校専属で対応するスクールソーシャルワーカーを配置・派遣する計画であります。

次に、2点目は、②、不登校支援の拠点となる県教育支援センターの設置・運用であります。

不登校の児童生徒の増加に伴い、学校外で相談や指導を行う公的機関として、県教育支援センターを県教育研修センター内に設置し、運営するものです。小中学生を対象とした教育支援センターは、既に多くの市町村に設置されておりますが、高校生までを対象としたものとしては、県内初めての設置となります。

主な事業内容は、不登校の児童生徒や保護者への直接支援をはじめ、市町村の教育支援センターやフリースクールなどの民間団体との連携を図るなど、不登校対策の拠点となることを目指しております。併せて、支援センターで遠隔授業の送受信等を行い、高等学校の単位修得に

つなげる研究を行ってまいります。

(3)、成果指標につきましては、不登校の児童生徒のうち、学校内外の機関等で相談・指導を受けている児童生徒の割合100%を目指すこととしております。

なお、事業期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間になります。

○長友文化財課長 資料53ページを御覧ください。

議案第26号「教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明します。

初めに、改正の理由であります。西都原考古博物館は、来年度開館20周年を迎えますことから、さらなる来館者サービスの向上のため、関係する使用料の改正を行うものであり、改正の内容にありますとおり、西都原考古博物館使用料のうち、音声ガイドの使用料420円を無料とするものであります。

最後に、施行期日につきましては、令和6年4月1日であります。

○大山教職員課長 資料54ページを御覧ください。

議案第29号「市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の理由についてであります。令和6年4月に夜間中学である宮崎市立ひなた中学校が開校することに伴いまして、夜間学級を設置する中学校の職員が、夜間学級に関する業務に従事した場合に特殊勤務手当を支給するため、関係条例の改正を行うものであります。

2の改正の内容についてであります。市町

村立学校職員の特殊勤務手当として、夜間学級担当手当と夜間中学業務手当を新設するものがあります。

今回新設する手当につきましては、夜間中学と勤務形態や勤務内容の類似する夜間定時制の課程を置く県立学校の業務に従事する職員との均衡を図るため、定時制県立学校の職員に支給される手当と同等の扱いとしております。

(1)、夜間学級担当手当についてであります。支給対象者は、校長、教頭、教諭等で、支給額は、管理職手当適用職員については、給料月額 4% を超えない範囲とし、その他の教諭等については、給料月額 6% としております。

次に、(2)、夜間中学業務手当であります。支給対象者は、事務職員及び学校栄養職員で、支給額は、勤務した1日につき190円としております。

最後に、3の施行期日は、令和6年4月1日としております。

○山内委員長 執行部の説明が終了しました。議案について質疑はありませんか。

○前屋敷委員 資料32ページ、(事項)教職員人事費ですけれども、「学校会計年度任用職員の配置に要する経費」ですが、人数を教えてください。

○大山教職員課長 522名分を計上しております。

○前屋敷委員 この人数は昨年と同様でしょうか。

○大山教職員課長 昨年度が534名で計算してございました。今回12名の減になっております。

○前屋敷委員 「スクール・サポート・スタッフ配置事業」の人数を教えてください。

○大山教職員課長 来年度135名の配置を予定しております。

○前屋敷委員 昨年度の人数を教えてください。

○大山教職員課長 昨年度122名を計上してございましたので、13名増になっております。

○前屋敷委員 退職手当ですが、これは何人を見込んでいるのでしょうか。

○大山教職員課長 来年度の予算は741名を見込んでおります。

○前屋敷委員 昨年度の人数を教えてください。

○大山教職員課長 昨年度が573名になっております。来年度は、定年退職者が出る年になりますので、その分の213名分を上乗せして計上となっております。

○齊藤委員 資料32～33ページのところで、先ほど小学校、中学校、高等学校、それから特別支援の教職員数の御説明があったんですけれども、この定員数はこういったことで定められているのか教えてください。

○大山教職員課長 小中学校につきましては、基本的には学級数によりまして基礎的な定数が定まっております。それに加配等がつきまして、この人数が出ております。

高等学校につきましては、高等学校の定員が基礎的な数字になりまして、それに学科等の特徴に合わせて加配がつくという形で計算をしております。

○齊藤委員 それぞれ小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で、今御説明いただいた計算で求められた現場の数と実際の教職員の数は、どうなっているのでしょうか。

○大山教職員課長 学級数等に合わせて、少人

数指導でありますとか、先ほどありました日本語指導に関するものとか、様々な学校の課題に応じた加配はつけているところでもあります。ですので、見合う分の数の配当はできていると思っているところです。

○齊藤委員 市町村の教育委員会に小中学校があつて、その中で市町村の教育委員会が実際に求める数と、県の教育委員会との協議はどのようなになっているのでしょうか。

○大山教職員課長 学級数に応じた配当が基本となります。これは全国一律でこの数が決まっております。あとは、加配はそれぞれの学校の抱えている課題等に対応して、市町村からの聞き取り等を踏まえまして、配当を行うことにしております。

○齊藤委員 例えば、出産等々で休職される場合に、学校長のほうで先生を補うために探さなくてはいけないということを聞いたことがありますが、実際はどのようなのでしょうか。

○大山教職員課長 学校長が中心となって、任用する講師を探すことになっております。ただ、県教育委員会で講師登録のシステムがございますので、そのシステムでまず検索していただいて、条件に合う方——例えば、地域とか教科等を見ながら探す。そして、そこの連絡先に電話をすることで対応しているところでもあります。

○山内副委員長 職員数について関連して質問します。県内に複式学級があると思うんですが、基本的に1年生と2年生で複式のイメージが強いんですが、学校によっては1年生と3年生という学校もあつて、教職員の負担が多い話も聞きました。実際そういう複式学級は学校にどれくらいあるのか、把握されていれば教えてください。

○大山教職員課長 複式学級の組み方になりますが、これは原則として学校に委ねるといいますか、少ない人数同士で均等になるような形で学校が配慮しております。ただし、原則としては、学年の近い者同士を一緒にするというような形で行われているところでもあります。

複式の学級数につきましては、現在、小学校に123学級と、中学校に7学級ある状況になっております。

○山内副委員長 加配の話もあつたんですが、1年生と2年生はまだいいけれども、人数によって1年生と3年生のようにやっているところに対して、加配を行う考えはあるのでしょうか。

○大山教職員課長 加配も様々な種類がありまして、例えば、中山間地域等の本当にごく小規模校につきましては非常に困難な状況もありますので、そういったところに対する加配等もあります。ですので、学校側としますと、様々な加配をうまく使って、そういった学年が幅広くまたがるような場合等については対応していただいているという状況になっております。

○齊藤委員 教職員に係る人件費と今回の教育委員会の新年度総予算で計算すると、大体70%が教職員の人件費ということで、余裕があればあるほど、人件費以外の様々な施策に、例えば施設の費用などに投資ができると思います。全国の中で教育予算に占める教職員費の割合はでているのでしょうか。

○大山教職員課長 すみません、少しお時間をいただければと思います。

○齊藤委員 この場でなくても結構ですので、また後日あれば、そういった資料を頂ければと思います。

○山内委員長 暫時休憩します。

午後1時52分休憩

午後1時54分再開

○山内委員長 それでは、委員会を再開いたします。

齋藤委員から求めがありました資料につきましては、準備ができ次第、各委員に資料を配付するという形でよろしく願いいたします。

○齋藤委員 資料46ページ、(事項)博物館費について宮崎県が設置しています芸術劇場、図書館、それから美術館と比べまして、こちらの博物館は結構経過年数がたっているということです。昨年も、屋根の防水工事、雨漏りがあったということなんですけれども、県として総合博物館の今後に関する計画、考え方を教えてください。

○長友文化財課長 総合博物館は、50年以上たっておりまして、屋根防水などの維持管理を行いながら大切に使っているところなんですけれども、今回の新規事業で御提案させていただきました大型壁面スクリーンの設置、映像資料のタッチパネル化とか、県民の皆様には、古いながらもデジタル技術ならではの新しいコンテンツを体験していただけるものではないかと考えているところです。

今後、現時点では、大幅に建て替えとか、計画はないんですけれども、このような様々な事業を構築したり、運営の工夫を行ったり、あとは施設の維持管理も併せて行いながら、魅力向上を図り、将来に向けて博物館の一番いい在り方を引き続き研究してまいりたいと考えているところであります。

○黒木教育長 現時点では、今後の博物館の在

り方については、まだ詳細な検討は始まっておりませんので、今回このように備えさせていただくものにつきましては、取り外しのできるものの、将来に備えて持ち運びのできるものということをお願いをして、予算化をしてもらっております。

移動して使うことができるものがあるという説明をさせていただいたと思いますが、将来に備えた設備として今回備えているもので、本格的な検討はまだ始まっておりません。

○日高委員 博物館はどこにあるのかという方たちもすごく多いと思います。小中学校において遠足の企画などに発信していただくということは、実際に行われているのでしょうか。

○長友文化財課長 総合博物館につきましては、ホームページ、リーフレットその他で情報を発信させていただいております。あとは移動博物館——どこでも博物館ということで、離れたところの市町村、図書館とかを利用して博物館の資料を持って行って、見ていただいたりというようなアウトリーチもやっております。それから、年2回、「みやはくだより」というリーフレットも作成しておりまして、事業を入れて配布しているところです。あと、主要な県の施設等に配置をしております。

○前屋敷委員 資料52ページ、新規事業「不登校対策強化事業」ですけれども、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの体制をそれぞれ強めて、不登校の子供たちに対応できる体制を整えつつあるところです。県の教育研修センター内に支援センターを設置することで、ここが拠点になるということだけでも、その具体的な対応として、直接支援を行うと言われていて、さっきの御説明の中では、

遠隔操作での授業であるとか、そういう話もありましたが、この直接支援の中身について具体的に説明してください。

○永井人権同和教育課長 今回、県の教育支援センターを設置することで、小学生から高校生まで全て対象としております。直接支援の在り方として、今想定しておりますのは、県の教育支援センターに来られて、まず指導とかそういうことではなく、相談を受けられる段階のところから対応していきたいと考えております。

もう一つは相談を受ける中で、居場所として学校には行けないが、ちょっと外に出てということで、市町村であれば市町村の教育支援センター、それからフリースクール等であったり、ほかに居場所を求めておられる子供たちや保護者の方もおられますので、そういった方々に対して居場所として提供をしたいというのがあります。

さらに現状としまして、市町村の小中学生は、学校での出席扱いということにつきまして、学校長とそれぞれ設置者である市町村教育委員会とで、それぞれの判断基準を設けて対応していただいておりますけれども、高校生は、まだ対応ができておりませんので、高校教育課のほうと協力しながら研究をしてまいりたいと考えております。

現状としましては、直接来ていただいて、そこからオンライン、コンテンツ等も使いながら、学習の支援を考えているところです。

○前屋敷委員 各市町村の教育支援センターが、既に設置されているのでいいけれども、各市町村センターへの直接相談は、これまでどの程度行われてきたのか。そして、市町村の支援センターと、県が今度つくられる支援センター

との連携の拠点になるということですが、御家庭も含めてですけれども、どういうふうな連携を取って子供たちに対応していくのでしょうか。

○永井人権同和教育課長 市町村の設置している教育支援センターの対応者数については、県として把握はしておりません。変動等がございますので、確定数で調査はしておりません。

ただ、それぞれの市町村におきましては、教育支援センターを設置している市町村と、小規模のところにおきましては設置していないところもございます。そういったところと具体的な形で連携が取れるのかというのは、また次年度以降、設置者である市町村教育委員会と、実際センターを運営してる方と協議の場を設けながら、具体的な支援の体制を整えていきたいと思っております。そこを利用している子供たちや保護者の方が、子供の社会的自立に向けて何某かの必要な支援が受けられるような形で対応できればと考えているところです。

○前屋敷委員 大切なのは、それぞれの子供たちがどういう状況に置かれているかというのを把握しないと、その大本の原因も分からないし、全ての不登校の子供たちが支援センターに相談に行っているという状況でもない、十分つかんでおられないということもありました。フリースクールなどへの相談というのも果たす役割が非常に大きいと思います。

子供たちも家族も安心して相談に行けるといところが、子供たちの居場所にもなっていくと思います。県とフリースクールを含めた諸団体との連携も始まったという状況にありますので、そこは非常に密な関係をつくって、一定の支援、役割を果たしているという状況を大事に

しながら、また、そういう活動も大いに続けていただきながら、県も市町村の支援センターと合わせて、子供たちの学びの権利をどう確保するかという点で、子供たちの豊かな成長のために、様々な工夫も凝らして対応していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○永井人権同和教育課長 非常に重要な点で、学校や教育支援センター等の公的な機関だけで対応ができています子供は、まだ全てではないというふうな認識は持っております。フリースクール等も含めて、まだ支援を受けられずに家庭に引き籠もった状態にある子たちも含めて、一人一人に対応できるような体制を市町村教育委員会や学校の設置者、それから関係の団体の方々とも連携しながらつくっていききたいというふうに考えているところでございます。

○井本委員 「配置・拡充は求める声が大きくなっております」と書いてありますけれども、対症療法的にやろうとしているのか、基本的な教育体制を立てようとしているのか、それによって違うと思います。スタンスをしっかりとする必要がありますかと思いますが、どのような発想でやろうとしていますか。

○永井人権同和教育課長 特に対症療法的にやってみますと、個別の事案の対応はもう限りなく増えていくと考えております。

今回、生徒指導の体制の構築を目的として、この事業を立てさせていただいておりますが、その中にはこれまで派遣でしか対応できなかった、特に小学校ですけれども、そういったところにも配置し、週に決まったところで専門家が学校に来て、子供たちのカウンセリングであったり、相談に乗ったり、もしくは、要望がない

ときには、学校の中で計画的にいじめ・不登校対策委員会等の会議等に参加することによって、未然防止であったり、早期の対応に専門家の意見を役立てていただける体制が構築できるのではないかとということで、今回、規模の拡大になります、配置の計画を立てさせていただいているところです。未然防止と対症療法、両面にわたって丁寧に対応していきたいというふうに考えております。

○山内副委員長 不登校で、先ほど、出席の扱いが出たんですけれども、昔は出席するだけで、先生たちが褒めてくれたなと思います。皆勤賞をもらったり、小学校に進むときは、半袖で毎日、1年間通したのもあって、学校に行くだけで褒めてくれた。学校に行くということで楽しみがあったわけなんですけれども、今はもう出席に関してはあまり言わなくなって、皆勤賞とかもなくなった気がします。出席の取扱いとして、法律的には小学校、中学校でも、学校側と保護者が認めれば留年させることができると思ったと思うんですが、今までそういう事例を聞いたことがない。実際出席の日数とか、どこで使っちゃって言ったら、高校入試で使っていたことがあったと思うんですけれども、最近どうなっているのかと――出席日数の取扱いとして、高校入試で必要なかどうか……出席のことを言わなくなったような気はするんですけれども、どれくらい出席に重みがある教えてください。

○永井人権同和教育課長 不登校対策に取り組んでいる観点から、不登校に陥って学校に行けない、誰とも関わるできない状況にいる子供たちが非常に多いということを踏まえて、文部科学省も、フリースクール等も踏まえて、いろんなところでの居場所であったり、学

習支援の在り方を示してきているところです。

その中で、小中学校で申しますと、出席扱いは、学校長の判断で、どこでどのような活動をしていることを学校教育に準ずることで認められるかどうか判断される状況で、難しい場合には、学校長も市町村教育委員会、設置者と協議をしながら対応していると考えております。

フリースクール等の扱いについて、子供たちが家から出れない状況であったり、人と関わるのが難しい状況であるという場合においては、一つの手段として文部科学省も、社会的自立に向けて重要な役割を果たしていることで、設置者である市町村教育委員会もしくは学校、学校長と協議をして対応していくという取扱いを今しているところです。

子供たちの活動状況は、それぞれ違いますけれども、何をもって出席扱い、学校の教育を受けたのと同等のものを子供たちが得ることができたかというような部分については、個別に責任者の学校長や、設置者である教育委員会等が判断をして対応していく状況になっております。

その後の進学等の影響につきましては、採用する側でどのように判断されるかというのは、個々の対応になると考えております。

○間曾高校教育課長 出席日数の重要性の件ですけれども、調査書には出席日数の記載がございます。ただ、昨今、コロナ禍は、決して無理をしないように、少しでも体調が悪かったら休みにしなさい、そのことで不利になることはないということを言っておりました。出席日数等だけをもって不利になることはございません。各学校で総合的に判断をしながら、可否判定されていると考えております。

○山内副委員長 調査書の扱い方が高校入試はあったと思いますが、コロナ禍になって、休んでいいことになって、同じ病欠にカウントされます。コロナ禍が終わって評価の観点として、調査書にどのように影響してくるのでしょうか。

○間曾高校教育課長 高校入試に関連して、各学校では毎年入試前には、入試検討委員会を必ず開いております。その中で調査書のどこに重きを置くかとか、それぞれ毎年決めております。その詳細については、私どもは把握はしておりませんので、各学校がこれまでの動きも見ながら判断しておられると考えております。

○山内副委員長 不登校関連で、宮崎東高校が不登校の生徒の受入先になっているのかなというところで、特に通信制です。今年も、入試の倍率を見ても結構高い割合です。今度できる教育支援センターとの関連、連携があるのか教えてください。

○間曾高校教育課長 実は、令和6年4月1日に、学校教育法の施行規則が改正となります。その中で、例えば年間30日以上欠席をしてしまう不登校の生徒は、学習継続するためには、自宅もしくは先ほど説明のありました教育支援センターで遠隔授業を履修して単位を取得する。単位の取得はあくまでも学校長が判断するものですけれども、そういったことが可能になったり、今お話にありました宮崎東高校、県北でいますと延岡青朋高校等も通信制がございますが、そこでも、例えば、学校間連携で通信教育を受けるということも今回可能となっております。

ですので、今回、この事業におきまして、どういう利用で、どういう子供たちが学びを継続

できるのか、単位取得につなげられるのか、研究してまいりたいと考えているところです。

○前屋敷委員 「みやざきの子どもを支える問題解決支援事業」があるんですが、これはいじめ対策を意味するのでしょうか。

○永井人権同和教育課長 これまで、子どもを支える総合支援事業で取り組んでまいりました事業を、今回、「みやざきの子どもを支える問題解決支援事業」としております。

その中で、これまで取り組んでいたもののスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、フリースクール等との対応等についての事業につきましては、今回、「不登校等対策強化事業」に移させていただいております。

教育相談に関するSNSの相談であったり、いじめの対応に係るいじめ問題のサミットの開催、そういった事業等が含まれています。

○前屋敷委員 いじめ対策の解決などは、中身的には不登校対策と一体のものがかなりあると思います。本来、子供は学校に行くことで、学び、友達との交流があり、楽しい場でなければならないのに、そこに行けないというつらさが、どこに原因があるのか、子供たちに寄り添って把握しつかんでいく。そして、そこから解決策が出てくると思います。関連した一体の事業ですので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

資料54ページ、夜間中学校の件ですけれども、宮崎市が夜間中学校を開設されているということになって、前から要望もしていた案件だと思います。

それで、ここに関わる職員の方の手当ですけれども、どの程度になるものなのか、この割合だけでは漠然としていて具体的には分からない

ので教えてください。

○大山教職員課長 管理職は月に1万8,000円程度、一般職は月に2万5,000円程度の上乗せになっております。

○前屋敷委員 業務手当で、学校栄養職員があるんですけれども、夜食の提供も夜間中学校でされるのでしょうか。

○大山教職員課長 今回、開設される段階では、栄養教諭等の配置はございません。夜食等の提供はございませんが、今後夜間中学が他の場所で開設されたり、もしくは学校規模が大きくなった場合等を踏まえまして、今後を見越して入れていることになっております。

○井本委員 資料38ページ、「みやざき読書アンバサダープロジェクト」は、「県民の読書を支える図書館づくり事業」の中にあるのでしょうか。

○猪野生涯学習課長 この事業につきましては、総合推進事業の中にはございません。

○井本委員 「県民の読書を支える図書館づくり事業」は、一番にはどんなことをするんですか。

○猪野生涯学習課長 読書県みやざきを推進していく上で、県民の読書の機運を高めたりするために、例えば、読み聞かせグループ等の研修、バリアフリー等に関する研修、または全県民を対象とした読書フェスタ等を行ったりして、幅広く県民の皆様に読書を推進していく事業になっております。

○井本委員 みんなで考えてそういうのをやるようになったんですか。誰かの意見を取り入れたとか、そういうのはあるんですか。

○猪野生涯学習課長 昨年度から第3期目、新規事業として総合推進事業を引き続き行ってお

りまして、少しずつ段階を経て、今は県民に機運を広げていこうということで行ってきました。第1期目は条件整備をしたり、研修等を充実させたりしてまいりましたが、今は県民の方々に読書の機運を高めていくということで広げる。それに、読書アンバサダーの事業を合わせて強化していったのが新規事業になってまいります。

○井本委員 県立図書館はいろんな事業をやっているのかもしれないけれども、代わり映えしていない。

伊万里図書館と武雄図書館に行ったら、それぞれに個性があった。県立図書館としてのコンセプトがあると思うけれども、その点について教えてください。

○平山県立図書館長 県立図書館は、「人づくりと地域づくりに役立つ図書館」というのを理念として掲げておりまして、その上で、目標としまして、人々の暮らしに役立つということと、地域の活性化に役立つという2つの目標を掲げた上で事業を行っております。

その上で、人づくりににつきましては、社会教育施設で、講演会、研究会、古文書に興味がある方については古文書の学習会とかになります。

○井本委員 コンセプトを教えてください。

○平山県立図書館長 県立図書館は、市町村立図書館等の支援等も行っております。そういった意味では、市町村立図書館に対して蔵書を送ったりとか、それから、県民の方につきましては、市町村立図書館は一般的な書籍を用意しておりまして、小説を読んでもいただいたりとか、そういった形で使ってもらっております。県立図書館はどちらかというとレファレンス重視

ということで、調査・研究支援というような形で、参考図書、辞書、書籍の費用としても高額なんですけれども、そういった高い値段のもの、市町村立図書館では買えないような本を重点的に整備しております。

○井本委員 県民の読書を支える図書館づくりと言うなら、県立図書館だけでやっても、県民の読書を広げることはできないと思います。だから、市町村と連携をしながらやる。その辺がどうもまだ分からない。県立図書館が市町村図書館の模範になる。

伊万里図書館なんかに行くと、NPO法人が一生懸命やっており、結構ざわざわしているところがあります。一つのイベント会場みたいな雰囲気もあります。武雄図書館はコーヒESHOPがありました。

今の図書館でいいのかもしれないけれども、私は、どうもみんなが親しめるような図書館になっていない感じがして、開かれた図書館というか、町おこしのための図書館というか、ほかの図書館を支えるための図書館として視野に入れながらやっていってもよいのかなと思います。

○猪野生涯学習課長 図書館も努力はしているところではありますが、委員がおっしゃるとおり、様々な成功例というか、様々な全国のやり方、よい事例を図書館は吸収していこうという思いで今やっているところであります。

その一つと言っては何ですが、読書スタイルの多様化とか、あとは読書機運をもっと向上するためには、やはり新たな電子書籍の導入は必要であろうと、そのことで県民一人一人が幅広く、そして興味を持っていただくような図書館にできるように努めていきたいと考えておりま

す。

○井本委員 読み聞かせコンサートと書いてあるけれども、読み聞かせはオーディブルがあります。オーディブルは、先進的にやっているので、やってもいいと思いますがどうですか。

○猪野生涯学習課長 オーディブルといったら、日常からイヤホン等を通して聞ける、非常に親しみやすく、心に染み入るようなものだと思っております。

今回、電子書籍の導入に当たっても、まだ決まっておられませんけれども、音声での聞き取りもできますので、ぜひそういうことに広がるような電子書籍について研究してまいりたいと思っております。

○山内副委員長 電子書籍について熊本県は9,000冊ですけれども、宮崎県は4,000冊で、インパクトが半減してしまったと思うんですが、熊本県は絵本も含めて電子図書で扱う、また、自治体によっては児童書も聞けるような話です。県の役割として、そういった調査・研究があったのですが、今後はそういった児童書まで広げていくような計画、考え等もあるのでしょうか。

○猪野生涯学習課長 新しい県立図書館の役割というのにも必要ではないかと、生涯学習課と図書館と協議を進めているところなんですけど、その中で、図書館がアンケート等を行いまして、市町村の図書館にどんなものがあたらいいかというアンケートを取ったところ、様々な思いでした。それは宮崎市、延岡市、中山間地域にある図書館では、図書館に入れてほしい書籍が、多少なり違っていたと見ております。我々は県立図書館ですので、地域・場所に関係なく、幅広く、年齢層にも関係なく、ただ、図書館の機

能であるレファレンス機能等も重視しながら、バランスよく対応していきたいと考えております。

○山内副委員長 電子書籍化をする上で、一般的に今後購入していくコストが高いというのが課題だと思うけれども、導入することでランニングコストは、どれぐらい今後高くなるのでしょうか。

○平山県立図書館長 ランニングコストにつきましては、電子書籍を提供している事業者で違いまして、ランニングコストは要らないところもありますし、初期導入費用プラス毎年の経費がかかるところもございます。

今後、業者の選定に当たって、費用対効果も踏まえながら、予算の中で最大の効果が発揮できるように検討して、業者を選んだ上で選書を進めていきたいと考えております。

○前屋敷委員 資料51ページ、1の(2)、「みやぎの「子どものいのちと人権」を守る推進事業」というのがありまして、毎年、この程度の予算が計上されているんですけれども、子供たちの人権を守る、命も守るという点で、具体的にどういう事業で守ろうとしているのか、聞かせてください。

○永井人権同和教育課長 SOSの出し方に関する教育等を行いまして、子供たちがいろいろな悩みを訴えることができるよう——気持ちを大人に安心して相談できるような体制をつくっていく取組を、推進校8校を指定して実践し、それを広めていく取組を行ったり、人権教育に関しての具体的な課題を踏まえた推進校として、やはり8校を指定しまして、その学校で実践したことを県内に広めていく取組をさせていただいているところでございます。

○前屋敷委員 8校での成果も踏まえて広げるということでしたが、この結果は、全ての子供たちにも伝わっていくように進めていただきたいと思います。子供の人権、権利も含めて守るということになるだろうと思いますので、お願いします。

○永井人権同和教育課長 御指摘いただいている部分は非常に重要なことと受け止めておりますので、しっかり対応してまいりたいと考えております。

○山内副委員長 資料41ページ、部活動の地域移行について、クラブチーム化の話が出ているんですけれども、中学校であれば中体連とか、高校では総体とか、目標に3年間を見通してやっているような感じです。これが地域移行とかになってくると、管理の問題——学校であれば、顧問に問題があれば、学校長、教育委員会に言って、何らかの対応をしてもらうということができたと思いますが、これが地域移行になった場合に、どこが監督責任を負うのでしょうか。

実際、小学校とか見ていると、毎週土日に監督同士で小さなローカル大会をやって、やり過ぎて6年生の始めに、けがをして1年間活動ができないような状態もあった。それを監督に言えないし、どこが指導をするのか、そういったガイドラインとかできているのか、そこを教えてください。

○木宮スポーツ振興課長 部活動の地域移行については、公立中学校における休日の活動を段階的に地域に移していこうということで、今、取りかかっているところです。平日は学校で行う部活動が基本になる。そうなりますと、平日の部活動は学校体育を担当している所管課、休

日については社会体育を担当している所管課の管轄になるかと思います。

ただし、学校の部活動を地域に移していこうという中で、子供たちがいろんな形はあると思いますが、どういう活動をしているかというのは、情報共有が相互のクラブと学校で必要になってくると思います。

ただ、クラブに移行するに当たってはいろいろな形が考えられていますので、今のところ、各市町村の教育委員会で核になるコーディネーターを配置して、計画を練っている段階——モデル的にある学校で取り組んでいる、そういうような段階であります。

副委員長がおっしゃったように、どこがしっかり指導していくのかということも含めて、体制づくりを市町村と連携しながら、どういう形がいいかということで検討している段階というふうに考えていただければいいかと思います。

○山内副委員長 今は休日だけ地域移行ということですが、それが完全に学校から離れてしまったときに、指導者では指導できない子供も出てくると思います。そのときは移動がネックになったり、保護者負担とか、そういったものがあると思います。スポーツ振興と言うけれども、逆に狭まっていつてしまうのではないかという懸念もあって、実際、中学校の部活動においてもクラブチーム化が進んできているかと思います。地域移行とは別にクラブチームとして活動していきますとなった場合、学校外——クラブチームなので、そこに誰が指導を入れるのか。例えば、私立学校とかは部活の練習時間が大幅にあり、公立と差があって、競技力の差が出てきている。それが学校内でできないならクラブチームとして活動しようというとき

に、そこは子供たちにとってマイナス面も結構ある。実際、ある中学校はそういったクラブチーム化で、毎月数回県外に遠征に行って保護者の負担が毎月十数万円かかる。保護者も一緒に泊まるルールになっているというところで、そこまでがつつり部活動をやれない子は、住所を移して、別な学校へ通っている事例があります。

だから、今は地域移行でいい部分もありますけれども、そういった課題も見据えてやってもらわないと、競技人口がどんどん減ってしまい、スポーツ振興とは逆になってしまう。

ただ、今まで先生たちが無償でやっていた分というのは非常に大きい感謝すべきところだと思えるんですけども、そういう課題があるということを知っておいていただきたいなと思ったところです。

○木宮スポーツ振興課長 御意見本当にありがとうございます。副委員長が危惧されていることは、私らも同様の気持ちがございます。

国は、部活動を地域移行するに当たって、将来にわたって持続可能な子供たちの多様なニーズに応えるとか、指導体制、そういうことも含めてしっかり続いていけるもの——クレーム等がなく健全な運営ができるものとして進めていると認識しております。市町村と連携しながら進めていきたいと考えております。

○山内副委員長 スポーツ少年団は学校から離れています。指導の在り方に問題があると思ったら、どこに連絡してもらおうのでしょうか。部活動だったら学校に言えばいいけれども、スポーツ少年団だったら言えなくて、子供たちがやめていくしかない、その競技から離れていくしかない現状が既にある。中学校、高校でもそうなっ

ていくのは問題というので……今、小学校の指導者を監督しているのはどこになるのか。

学校だったらその顧問を外すとかできるけれども、スポーツ少年団は監督を代えるのは難しい。そのあたり、今どうなっているのか教えてください。

○木宮スポーツ振興課長 スポーツ少年団に加盟している団体であれば、スポーツ少年団の本部、県を取りまとめているのが県のスポーツ協会、さらに、市町村でもスポーツ少年団の本部が各市町村にあると思います。そこに相談をしていただいて、加盟している団体ですので、そこで指導をすることは可能と思います。

今はスポーツ少年団に加盟していない団体もあろうかと思います。ただ、そういう団体でも、各競技団体には登録といいますか、加盟していると認識をしております。その場合には、各競技団体が指導する。各競技団体の取りまとめは、県のスポーツ協会が行っており、我々も県のスポーツ協会と連携しておりますので、場合によっては、相談を受けて、県のスポーツ協会と連携をしながら、問題の解決に向けて動いている状態であります。

○山内副委員長 競技団体の会長、スポーツ協会の会長が担当になるということで理解したんですけども、ある事例で、地元スポーツ少年団で、監督の指導で暴言があり保護者からどうにかできないかということで監督が交代したところがありました。そこは監督が辞められて、ある競技団体の地区会長になっているのです。問題があった監督が協会のトップに立っている事例があります。スポーツの世界で、縦社会で特殊な社会だと思うんですけども、そういう実例があり、相談しに行く場所がその問題の

あった先生となる。どこが管理をやるのかと
いったときに、スポーツ地域移行は、そこまで
考えてガイドラインをつくっていただきたいな
と思ったところです。

○木宮スポーツ振興課長 それぞれのコンプライ
アンス意識であるとか、その団体のガバナ
ンス、統治能力については、今、日本のスポ
ーツを取りまとめているJスポです。日本ス
ポーツ協会も盛んに言っておりますので、そ
ういうようなことを受けて、県のスポーツ協
会も取り組んでおります。我々も連携して
取り組んでおりますので、そういう情報があ
りましたら、しっかり伝えていただきなが
ら、より健全な方向で進めていけるよう
に取り組んでまいりたいと考えております。

○山内委員長 それでは、以上で教職員課、生涯学
習課、スポーツ振興課、文化財課及び人権
同和教育課の審査を終了いたします。

暫時休憩します。

午後2時45分休憩

午後2時50分再開

○山内委員長 委員会を再開いたします。

課ごとの説明及び質疑が全て終了いたしま
したので、総括質疑に移ります。

教育委員会全般につきまして、質疑はござ
いませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 次に、その他報告事項に関する
説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了し
た後をお願いいたします。

○久保教育政策課長 教育政策課でございま
す。資料55ページを御覧ください。

宮崎県「教育の情報化」推進プランの改訂に
ついて説明させていただきます。

まず、1の現行プランの概要であります。

(1)のプランの性格としましては、1人1
台端末の整備などGIGAスクール構想の実現
の動き等を踏まえまして、本県における教育
の情報化を推進するための具体的な取組事項に
ついて整理しているものでございます。

(2)の計画の期間は、令和3年度から6年
度までの4年間となっており、(3)、基本目標
は、自分に合った学び、仲間とともに深める学
び、創造性を発揮できる新しい「みやざきの学
び」の実現としまして、(4)、推進項目にある
4つの項目に分けて、取組事項を整理してい
るところでございます。

次に、2の改訂の理由等でございますが、昨
年6月に新たに策定しました県教育振興基本計
画におきまして、教育の情報化の推進を施策の
一つとして、新たに体系づけましたので、教育
の情報化施策のさらなる推進を目指しまして、
今回改訂するもので、(1)の国や本県の計画
との整合を図り、また、(2)の現状を踏まえ
た具体的取組の見直しや、(3)の目標指標の
見直しを行うものでございます。

3の改訂の経緯であります。改訂に当たり
ましては、小、中、高、特別支援学校の学校関
係者や、保護者の代表、学識経験者などの10名
で構成する改訂委員会を設置し、合計3回の意
見交換を行いまして、幅広い御意見をいただ
いていたところでございます。

右側に移りまして、4の改訂委員等からの主
な意見であります。 (1)にありますように、
ICT活用はあくまでも手段であり、活用する
こと自体が目的となるものではなく、これまで

の教育実践と掛け合わせて、事業の中でいかに効果的に活用するかという視点が重要であるといった意見や、(2) ICTを活用した授業改善や、小・中・高で継続した情報活用能力の育成の必要性、こういったことが、現場の教員に分かるように明示する必要があるといった意見が出たところでございます。

そのほかにも、情報モラル教育の充実や、ICTの家庭での活用に向けた保護者への情報発信などについて、御意見をいただいていたところでございます。

資料56ページを御覧ください。

プランの改訂案の概要です。今回の主な改訂点といたしましては、緑のバーで書いておりますが、新たな学びに向けた基本的な考え方や、その下の教育の情報化推進に係って留意すべき3つの視点、こういったものを踏まえまして、まずは、中段にあります、基本目標について、「ICTを活用した「ひなたの学び」の実現」としました。これは、本県におけるこどもの学びに向かう力を育む教育の方針として、今年度から「ひなたの学び」を進めておりますので、分かりやすくそれに合わせる形にしたものでございます。

次に、計画期間は、令和6年度から9年度までの4年間といたしました。

また、その下にあります、1の「ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成」から、4の「ICT推進体制の整備と校務の改善」までの4つの推進項目や、その下にぶら下がっております括弧数字で示している11の取組事項につきましては、6月に策定しました教育振興基本計画に掲げている取組と整合させております。

資料57ページを御覧ください。

これは、前ページでお示しました取組事項の具体的な取組をまとめたものでございます。それぞれ丸数字で記載しているものが今回整理したものでございます。1人1台端末の導入から3年を経過いたしまして、見えてきた課題や現場におけます様々な御意見を踏まえながら、今後進めるべき具体的取組を整理し直したところであります。

特徴的なものだけ説明いたしますと、まず1の(1)の「ICTの強みを生かした授業改善」のところではありますが、少し下線を引いておりますが、12月報告時点から若干表現を変えたところでありまして、①として、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実というふうに、授業改善の目的をはっきりと明記いたしましたほか、②の遠隔教育システムの活用や③の小・中・高継続した活用能力の育成を進める点も明確にしたところでございます。

さらに、4の(1)の「学校現場を支える推進体制の整備」のところでは、①、②、③を新たに明記しておるんですが、特に②の学校間連携推進体制は、ICT教育エリアミーティングとしまして、県内を7つのエリアに分けて、小・中・高、特別支援学校の教員が、学校種を超えて指導法を学び合う機会を設けているもので本県独自の取組となっております。

資料58ページを御覧ください。

これは目標指標の改訂案になります。

左側の現行の目標指標は6項目設定しておりますが、このうち上4つが基本となる指標、下の2つが取組指標となっております。

右側の改訂案では、上にある4つの基本指標はそのまま継続いたしまして、これに加えて、4つの推進項目ごとに、それぞれ2つずつ、

取組指標を合計8つ設定したところでございます。

下のほうの取組指標の目標値については、右端になりますが、基本的には100%にしているところでございますが、3のICTを活用するための環境整備にあります、1人1台端末を家庭で利用できるようにしている学校の割合につきましては75%というふうにしております。これは、現在トップの東京都の数値を目標値にしております。東京都は全国でも飛び抜けておりますことから、本県の目標値としましては、全国平均の状況でございますとか、本県の置かれている状況等を踏まえまして設定したところでございます。これらの指標をはじめ、教育振興基本計画で設定しました他の関連指標等も確認しながら、進捗状況を総合的に評価し進めたいと考えております。

資料55ページの方にお戻りください。

5のスケジュールであります。12月の常任委員会におきまして、改訂の検討状況を報告させていただいたところでありますが、その後、3回目の改訂委員会を経まして、2月の定例教育委員会に報告し、本日の最終案の常任委員会報告に至っております。

今後は、市町村教育委員会や教員を対象とした研修、それから、エリアミーティング等でも説明し、理解を深めまして、それぞれ連携しながら推進していきたいと考えております。

○横山特別支援教育課長 資料59ページを御覧ください。

高等特別支援学校の設置につきまして、開校スケジュールを一部変更いたしましたので、御報告をさせていただきます。

高等特別支援学校の開校につきましては、令

和9年度に新設校1校と併設校3校、合わせて4校の一斉開校を目指して準備を進めておりましたが、現在、特別支援学校で課題となっている教室不足を、高等特別支援学校に一定数の生徒が進学することにより、少しでも早く解消できるようにするために、開校年度の前倒しについて検討を重ねてまいりました。

図の下の段、併設校の欄を御覧ください。

併設校の枠の上の段に工事関係のスケジュールを記載しております。現在、空調工事の設計を行っておりますが、関連する工事が令和7年度に完了する見通しとなりました。

また、下の段に記載しておりますが、併せて準備を進めております、教育課程や入学試験に関する準備などにつきましても、スケジュールを全て前倒しし、令和7年度までに完了できる見込みが立ちましたので、併設校の3校につきましては、開校を1年前倒しして、令和8年度開校といたしました。

なお、資料の上の段の新設校につきましては、令和8年度に校舎の建設工事が完了する見込みですので、予定どおり令和9年度開校となります。

○永井人権同和教育課長 資料60ページを御覧ください。

宮崎県人権教育・基本方針の改定について報告いたします。

改定の内容は、宮崎県人権施策基本方針が策定されることに伴い、県の宮崎県人権教育啓発推進方針が廃止されることから、根拠となる方針を変更するものであります。

現行の宮崎県人権教育基本方針において、宮崎県人権教育・啓発推進方針となっている箇所を、宮崎県人権施策基本方針と変更するもので

あります。

施行期日は、令和6年4月1日であります。

今後も、宮崎県人権施策基本方針の趣旨を踏まえ、人権教育を推進してまいりたいと考えております。

○山内委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

○前屋敷委員 資料60ページ、人権教育基本方針の改定ですが、この中身については、全く今までどおりのものとして捉えていいのでしょうか。

○永井人権同和教育課長 宮崎県人権教育基本方針につきましては、県の教育委員会で作成しているものでございます。その内容につきましては、これまでも県の策定しているものだけではなく、法務省等の示す人権課題、内閣府の計画等も踏まえながら、内容を精査して、資料として学校教育等で活用しているところです。

今回、県の方針が変わりましたので、その内容を関係各課とともに確認した上で、学校で活用します資料につきましては、今後改訂をしていきたいと考えているところです。

○前屋敷委員 改定の内容は、これから示していただけるということなんでしょうか。今回はこの表題を変えるということだけの提案と捉えていいのでしょうか。

○永井人権同和教育課長 人権教育基本方針は、この一部の内容のみの改定ということになります。各学校で今後活用する人権教育基本資料につきましては、それぞれ学校に配付して、先生が利用するものとして使っているのです、この部分については報告予定はございません。

○山内副委員長 情報化推進プランの数値目標

が100%となっており、すごいと思います。ICTは道具だと、まさにそのとおりだと思っ

ているところですが、プログラミング教育と書いてますけれども、まず子供たちにタイピング——キーボードを見なくてできるようにしていただきたい。学年が上がるにつれて、いろんな情報処理の差が出てくるのはどこかと考えた

ら、タイピング能力の差だと思います。レポート作成、タイピング能力のスピードによって出来具合が変わってくる。低学年の段階から、最初はタッチペンでやっていますけれども、小学校段階でタイピング能力をつけさせてほしい。プログラミングとかまでいけばいいんですけれども、その前段階をしっかりとやってもらいたい。

学校によってばらつきがある。学校によっては、いろんなネットアプリを使ってタイピング練習をさせているところもあれば、そこまであまりさせていないところもあって、それが高校生になったときに差が出てきている。今までがそんな状況だったので、差がないように目指してほしいですけれども、いかが考えているのか教えてください。

○久保教育政策課長 御指摘のとおりでございます。最終的には情報とか、高校段階では、プログラミング教育まで行くんですけれども、まずはプログラミング的な思考を身につける。得意な子もいるんだけど、得意じゃない子もいる。そういう子には、しっかりと準備、時間をかけて基本を教えることが大事だというような御意見もございました。そういった段階別にやるべきというか、やらせるべきことというのがやっぱりあります。いろんな研修の機会とか、ICTエリアミーティングを学校種別を超えてさせていますけれども、中学校でここまで

求めるから、小学校ではここまでやってもらわないといけないとか、そういったことの意見交換等もいろんなミーティングの中で出てきますので、広く先生にフィードバックするような研修の在り方を工夫していきたいと思います。

○山内委員長 それでは、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時6分休憩

午後3時15分再開

○山内委員長 委員会を再開いたします。

まず採決についてであります、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、11日に行いたいと思います。

開会時刻は午後1時としたいのですがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午後3時16分散会

令和 6 年 3 月 11 日 (月曜日)

午後 0 時 59 分再開

出席委員 (6 人)

委 員 長	山 内 佳菜子
副 委 員 長	山 内 いつとく
委 員	日 高 陽 一
委 員	齊 藤 了 介
委 員	前屋敷 恵 美
委 員	井 本 英 雄

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹	黒 田 真 紀
政 策 調 査 課 主 査	西 尾 明

○山内委員長 委員会を再開いたします。

まず議案の採決を行いますが、採決の前に賛否も含め御意見をお願いいたします。暫時休憩します。

午後 0 時 59 分休憩

午後 0 時 59 分再開

○山内委員長 委員会を再開いたします。

それでは採決を行います。採決につきまして、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「議案ごとに」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 議案ごとという御意見がありましたので、一部を個別採決、残りを一括採決という形で行わせていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

まず議案第 1 号について採決を行います。議案第 1 号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○山内委員長 挙手多数。よって、議案第 1 号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、残りの議案第 15 号、議案第 16 号、議案第 17 号、議案第 18 号、議案第 19 号、議案第 26 号、議案第 27 号、議案第 29 号、議案第 45 号の各号議案について一括して採決いたします。各号議案につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子 (案) についてであります。委員長報告の項目及び内容について御要望等はありませんか。

暫時休憩します。

午後 1 時 1 分休憩

午後 1 時 1 分再開

○山内委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経

営に関する調査につきましては、引き続き閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

それでは、今回の委員会が最後になりますので、正副委員長から一言ずつ挨拶をさせていただきたいと思います。

この1年間本当に様々な活発な議論が行われたと思います。スタート時点から、ほかの委員会よりも1人少ない状態で、最後に西村委員も辞任をされまして、さらに少なくはなりましたが、それでも毎回予定時間を上回るような本当に活発な議論が行われたと思います。警察に関しては、特殊詐欺防止についてもいろいろな議論をいただきました。企業局についても、剰余金が宮崎の地域振興に非常に貢献をいただいているという議論もありました。教育について、本当に皆さんそれぞれの立場から熱心な思いをいただいて、毎回私自身も勉強をさせていただきました。様々な司会進行の関係で至らないところもあって、なかなか皆様の思いどおりにいかない部分もあったかもしれませんが、山内副委員長のサポートもいただきながら、本当に実りある1年間を過ごさせていただいたと思います。本当に委員の皆様のおかげです。本当にありがとうございました。お世話になりました。

○山内副委員長 委員長を十分にサポートできたのか分かりませんが、いい経験をさせていただいたなと思っております。ここでまた学んだことを来年のどこかの活動にしっかり生かしていきたいと思います。1年間ありがとうございました。

ました。

○山内委員長 その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 以上で、委員会を閉会いたします。

午後1時4分閉会

署 名

文教警察企業常任委員会委員長 山 内 佳菜子